

周防大島町告示第7号

令和3年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月25日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

砂田 雅一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○3月5日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○3月24日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年3月4日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第9号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第8 議案第10号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第11号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第12号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第14号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第15号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第16号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第17号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第16 議案第18号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 周防大島町介護保険条例の一部改正について

- 日程第23 議案第25号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第27号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第28号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第29号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第30号 広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町総合計画基本構想の策定について
- 日程第32 議案第34号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第35号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第36号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第40号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第41号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第42号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第45号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第46号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について

- 日程第45 議案第47号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第48号 令和2年度若者定住促進住宅 明新住宅（第2期）建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第9号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 議案第10号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第11号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第13号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第14号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第16号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第18号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 周防大島町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第25号 周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

- を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第26号 周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第27号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第28号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第29号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第30号 広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携  
協約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 日程第31 議案第33号 周防大島町総合計画基本構想の策定について
- 日程第32 議案第34号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第35号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第36号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第37号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第40号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第41号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第42号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定に  
ついて
- 日程第42 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指  
定について
- 日程第43 議案第45号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第46号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第47号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について

日程第46 議案第48号 令和2年度若者定住促進住宅 明新住宅（第2期）建築工事の請負契約  
の締結について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（14名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
7番	砂田 雅一君	8番	田中 豊文君
9番	新田 健介君	10番	吉村 忍君
11番	久保 雅己君	12番	小田 貞利君
13番	尾元 武君	14番	荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	代表監査委員	大原 秀三君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	中村 光宏君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	山本 勲君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	藤本 倫夫君
政策企画課長	岡本 義雄君		

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和3年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、砂田雅一議員、8番、田中豊文議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、昨年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望関係については、12月定例会以降受理したものはございません。

続きまして、系統議長会関係について報告いたします。

2月17日に開催予定でありました山口県町議会議長会定例会は、書面による審議へと変更され、令和2年度補正予算並びに令和3年の事業計画および一般会計予算が承認されました。

また、山口県離島振興市町議会議長会定例会につきましても、文書審議となり、新年度予算及び事業計画が承認されております。

なお、山口県町議会議長会で実施いたします各種研修事業につきましては、開催日程等が決ま

り次第、議員各位に御案内を差し上げますので、全員の出席をお願いいたします。

次に、全国会の関係について報告いたします。

2月9日に開催予定であった第72回全国町村議会議長会定期総会では、議会に対する住民の理解を深めるためにも、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付けや議員の職務等を明確化することは極めて重要であり、かつ喫緊の課題であること。また厚生年金への地方議会議員の加入が早期に実現できるよう、政府与党において議論の深化と加速を図るよう強く求めるため、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議を。次に都道府県会長会では、新年度の事業計画および予算審議のほか、第64回全国大会における決定事項の実現に向けて行われた要請活動等が報告され、また町村議会議員互助会、代議員会および全国町村議員会館評議員会での議案につきましては、いずれも開催方法は書面表決に変更され、すべての案件が承認されたことを報告いたします。

次に、全国離島振興市町村議会議長会についてでございますが、理事会および総会は2月10日にオンラインで開催され、はじめに令和2年度に行われた会議・要望活動等の会務報告があり、続いて令和3年度の事業計画および予算並びに本会規約の一部改正を審議し、これらを可決したことを報告いたします。

続きまして、柳井地区広域市町関係について報告いたします。

12月24日と2月12日に開催された柳井地区広域消防組合議会定例会には、吉村議員と久保議員が出席され、12月25日と2月10日に開催された柳井地域広域水道企業団議会定例会には、竹田議員と山根議員が出席されております。

最後に、町人会関係につきましては、5月15日に東京たちばな会と東京東和町人会が合同で開催される予定になっております。この件につきましては、議員派遣として御議決をいただく予定にしておりますので、明日までに事務局のほうへ出席者の報告をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### **日程第4. 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告**

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告に入ります。

町長から、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和3年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和3年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただきます、議員各位並び



に町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年10月25日に執行されました選挙を経て、11月14日に町長に就任してからおよそ4か月が過ぎようとしております。たのしい島、すみたい島、いきたい島を目標に夢と情熱を忘れず、親・子・孫の3世代が安心して暮らしていける地域づくりを議員各位並びに町民の皆様とともに取り組んでまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、町が主催する行事の多くが中止を余儀なくされています。したがって、皆様とお出会う機会が減り、希望や要望を伺うことができない日々が続いており、誠に残念に思っております。今後は、感染症対策をしっかりと行う体制を整えた上での行事開催を目指してまいりたいと考えている次第でございます。

それでは、基本的な方針を述べる前に、新型コロナウイルス対策について、少し御説明をいたします。

令和3年度の当初予算におきましては、コロナウイルス対策を講じる事業は最低限にとどめております。これは、今後、国の補正予算等を最大限に活用し、新年度の補正予算により必要な対策を講じることにしております。

そして、本当に困窮しておられる町民の方々に対し、力になれるよう計画をしております。どうかこれらの方針について御理解をいただきたく存じます。

また、感染症対策における大きな希望でありますコロナウイルスワクチン接種であります。現在のところ、国や県の見解では予定より接種開始が遅れると伺っております。

そのような状況のもと、都市部での緊急事態宣言の解除について議論されている段階にありますが、変異種の出現もあり、本町でも感染対策の再確認、また引き続き町民一体となって徹底した感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日本経済の現状につきましては、内閣府が発表した2月の月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるとし、先行きについては緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとの基調判断を行っております。

また、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、骨太方針2020に掲げられている、今回の新型コロナウイルス感染症で明らかになった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含めた新しい社会を支える人・イノベーションの投資の強化、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げ、観

光・農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより都会から地方への新たな人の流れをつくり、地方を活性化することとしております。

さらに、切れ目のない子育て支援や少子化対策を進め、テレワークや同一労働同一賃金などの働き方改革を推進するとともに、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化など重要課題に取り組むこととしております。

次に、本町の財政状況についてであります。

令和2年9月議会において認定をいただきました令和元年度決算のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等については、早期健全化基準を数字上では下回っているものの、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率においては、令和元年度で97.1%と4年連続95.0%を超えての大変高い数値となっており、財政構造の硬直化が一層進んでいると考えております。

また、本町の主要財源である普通交付税については、令和2年国勢調査による人口減少の影響により大幅な減額を見込んでいることから、特に令和3年度は本町の財政運営の転換点にあり、これまで以上に大変厳しい財政状況に直面することから、さらなる財政の健全化に取り組んでまいります。

そのためには、身の丈に合った予算・決算規模への移行や財政の健全性を図るための義務的経費等の縮減、安定した財政運営のための基金確保等の財政環境の改善に努め、危機感を持って効率的な行財政運営に取り組む必要があると考えております。

さらに、令和3年度は、本町の行財政運営の指針であり、行政運営の最上位に位置付けられる周防大島町総合計画をはじめ、行政改革大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略、男女共同参画プラン、障害者計画など、福祉関係の諸計画や健康増進計画等の初年度でありますので、これら各計画との整合性を図りながら、町民自らが主体となるまちづくりを推進したいと考えております。

それでは、令和3年度の重点政策について申し上げます。

私は、定住対策子育て・教育支援防災対策を重点政策として挙げております。これらを重点政策としておりますが、財政健全化による次世代に不安を残さないこと、役場から始まる行政改革による働き方改革や部や課にとらわれない横断的な協働、そして住民と町職員が連帯感を持ち、盛り上がるような取り組み。そして危機対応としての自然災害であったり、コロナウイルス、そしてイノシシ対策への対応。このようなことであったり、医療と福祉の充実、上下水道や公共交通、ごみ収集などの生活環境についての対応など、重点政策以外でも多くの課題があります。これらは住民の皆さんにとっても、また、今後この地で住みたいと考える方にとっても大きな課題であります。

これらの多くの課題の中でも、重点政策につきまして、予算をはじめ、町の施策に結びつけるべく主なものにつきまして御説明をしていきたいと存じます。

まずは、定住対策についてであります。

過疎・少子高齢化問題は、本町に限らず我が国全体の深刻な問題であり、定住対策は、町の行政機能を維持するためにも必ず取り組まなければならない最重要課題であると考えております。

これまでも移住相談をはじめとして、若者定住促進住宅建設事業、廃校や空家等の遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致等の定住対策にやれることはすべてやるという意識で取り組んでおります。

また、令和2年度に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この総合戦略では、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望を叶える、安心な暮らしを守り連携する地域を創造する、という4つの基本的な施策の方向性を示しながら、SDGsの理念や目標と方向性を同じくし、本総合戦略を推進することによりSDGsの目標達成にも資するものと考えております。

また、政策の基本目標である産業振興によるやりがい・稼げる仕事の場の創出、まちの魅力を活かした新たな人と企業の呼び込み、結婚・出産・子育て・教育環境の整備充実、持続可能な地域社会の創造により、地域が自ら創意工夫、地域の個性を最大限に発揮し、地域資源を活用した地方創生の取組を強化していきたいと考えております。

次は、本町の特色を生かした子育て・教育支援についてであります。

昨年12月議会定例会の所信表明の際にも申しましたとおり、私自身、子育て世代の代表として、山口県一の子育てしやすい制度と環境をつくりたいと考えております。

これまで子育て・教育支援といたしまして、義務教育終了時までの医療費自己負担における所得制限なしの全額助成、3歳未満の幼児の保育料についても所得制限を撤廃し、また副食費を支援する保育料完全無償化やワンストップの相談窓口である子育て世代包括支援センターの設置等を行ってまいりましたが、若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望が叶うよう、町民が安心して妊娠・出産するための環境整備づくりを継続して行ってまいります。

学校給食費の無料化につきましては、経常的な財源等の確保もごございますので、次年度以降に財源の確保ができ次第、段階的に取り組んでいきたいと考えております。

また、教育においては、小中学校の空調設備の整備、語学留学や英検、数検、漢検の検定受験費助成等を行ってまいりましたが、GIGAスクール構想の実現に向けて時代に即したICT教育を引き続き推進し、小中学校に貸与する1人1台タブレットの有効活用をしたいと考えております。

さらに、学力向上と英語教育や将来のUターンを促すための郷土愛を育む機会の充実を図り、

ハワイとの語学・文化・歴史交流も深めてまいりたいと考えております。

加えて、現在、山口大学、大島商船高専専門学校とともに、包括連携協定により地域社会の発展、産業・教育振興への連携協力を行っておりますが、この後に行政報告をいたします山口県立大学、周防大島高等学校、そして本町との3者による包括連携協力に関する協定により、さらなる地域の活性化と相互の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地震や豪雨等の大規模災害に備えるための防災対策についてであります。

これまで、防災・減災対策として学校施設や町立病院の耐震化100%を達成するとともに、非常時の拠点となる大島防災センターの整備や町内18か所に防災倉庫を設置しておりますが、昨年の令和2年7月豪雨のように、地域によってはこれまでに経験したことがない豪雨に見舞われ、大きな被害をもたらす自然災害を目の当たりにすることも頻繁になりました今日、自治体への課題は地域防災力の強化とともに、コロナ禍での避難所のあり方など幅広い対応も求められております。

国においては、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策等について、さらなる加速化・深化を図る中で、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組んでいけるよう新型コロナウイルス感染症対策等が対象事業に追加されているところであります。

地域住民の安心、安全を確保するためには、これまで以上の防災対策、災害対策が必要となることから、地域が主体となって取り組む実効性のある自主防災組織の育成支援や、自助、共助、公助、それぞれの役割の意識づけなどを重点的に取り組む必要があります。

また、個人、地域コミュニティ、民生委員等の地域の福祉や消防組織、そして自治体との連携強化やボランティア等の人材育成とともに、支え合いや避難行動などにおいても本町の特徴を活かせる防災機能を確立していきたいと考えております。

さらに、安心・安全対策として求められるものは自然災害だけではなく、火災、交通安全、感染症対策等につきましても、引き続き幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

これら3つの重点政策の取組につきましては、12月議会定例会でも申しましたが、椎木前町長から継承するもの、さらに伸ばすもの、私のやりたいことを取り入れながら、私に与えられた4年間、勇気と真心と一緒に新しい生活の場を創り、前例にとられない創意工夫で他の自治体にはない周防大島町だけの施策を提案し、町民の皆さんが抱く希望や要望、意見を気楽に持ち寄り、全世代が主人公として共通意識を持てる工夫、仕掛けを考察し、提供していきたいと考えております。

加えて、周防大島町が将来的に住みやすく魅力的である地域であるためには、今年45周年を迎える大島大橋の存在は欠かせません。人の往来や水道、情報網といったライフラインを支える

橋を守るとともに、今後は架け替えも検討すべきと考えています。大きな夢ではありますが、町民の皆様と意思をともに持ち続けながら各所に働きかけてまいります。

以上、目標と基本方針及び重点政策について申し上げましたが、今後の大きな課題として行財政改革や病院事業改革、再編交付金の終了に伴う今後の措置等もございます。この多くの課題解決に向けて職員とともに果敢に取り組んでまいり覚悟でありますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、令和3年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

政府は、令和2年12月8日に令和3年度予算編成の基本方針を閣議決定するとともに、同月18日に令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議了承し、このような方針に基づいて編成された政府の令和3年度一般会計歳入歳出概算の規模は、新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を含め、106兆6,097億円で、基礎的財政収支対象一般歳出は83兆3,744億円となっております。

そして、令和3年度の予算編成においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、医療提供体制の強化・検査体制の確保、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子供を産み育てられる環境づくりなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるとし、財政健全化への着実な取り組みを進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指すこととしております。

また、我が国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても、骨太方針2020を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしているところであります。

そこで、令和3年度の予算は、令和2年度に引き続き財政の健全化に取り組む予算と位置付けております。

さて、総務省による地方財政対策においては、通常収支分として、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、前年度比0.4%増の61兆9,932億円を確保するとしております。

また、地方交付税においてはその総額を17兆4,385億円とし、前年度比では5.1%、8,503億円の増額としており、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル

化を集中的に推進するため、地方財政計画に新たな歳出として、令和3年度及び令和4年度に限り、地域デジタル社会推進費2,000億円を計上するとしております。

以上、政府の方針についてお示しをいたしました。

これから町の予算編成について述べてまいります。

それでは、お手元にお配りをいたしました当初予算案の概要により御説明を申し上げてまいります。

当初予算案の概要、3ページをお願いいたします。

まず、1. 予算編成についてでございます。

令和3年度は、私にとって任期4年の最初の年でもあり、最初の予算編成にあたることから、町長査定の前段階である副町長・総務部長査定から私もできるだけ加わり、予算査定を行いました。

次に、本町の行財政運営の指針であり、行政運営の最上位に位置付けられる総合計画の初年度でもあることから、人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向け、長期的な視点に立った町政運営を進めるため、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとともに、県の予算編成の動向も注視しながら、厳しい財政状況の中で、子育て・教育支援、防災対策、定住対策などの事業の選択と集中により、継続事業をはじめ、未利用施設の整理を計画的に実施するなど行財政改革に取り組みをいたしました。

さらに、歳出の抑制による予算規模のスリム化を図りながらも、総合計画の3つの基本目標である自然と共生した快適で活力あるまちづくり、人が元気で活躍するまちづくり、安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりの実現に向けた施策を着実に進めるための予算編成を行ったところであります。

そして、新型コロナウイルス感染症対策については、国の補正予算、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを最大限に活用し、感染防止と経済活動の回復のため、今後、新年度に補正予算により、本町の実情に応じた効果的・効率的で、きめ細やかな取り組みとなるよう、現在、計画を進めているところでございます。

次に、2. 予算規模といたしましては、本町の令和3年度当初予算は、一般会計は130億9,500万円で、前年度比5.8%の減、8億円の減額、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの4特別会計は66億3,234万1,000円で、前年度比5.6%の減、3億9,156万2,000円の減額、水道事業会計から病院事業会計までの3企業会計は0.6%の減、5,443万7,000円の減額で、合計では294億412万3,000円、4.1%の減、12億4,599万9,000円の減額となっております。

一般会計の主な増減要因としては、歳入では、地方交付税の減少や事業費の削減に伴う財源の

減少により減額となっております。

歳出では、対前年度比5.8%の減、8億円の減額予算となっておりますが、防災行政無線設備の更新事業や海域保全管理事業、公共施設の解体工事等が増加するものの、若者定住促進住宅建設事業や道の駅サザンセトとうわ改修事業、道路新設改良事業の減少により大幅な減額となっております。

4ページをお願いいたします。

Ⅱの予算総括表についてであります。

本町の令和3年度当初予算は、一般会計と国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、合計で197億2,734万1,000円となっており、前年度比5.7%の減、11億9,156万2,000円の減額となっております。

なお、令和3年度から簡易水道事業特別会計につきましては、水道事業特別会計（企業会計）に統合いたします。

次に、水道事業特別会計では、収益的支出で8億3,703万6,000円、資本的支出で2億2,069万1,000円、下水道事業特別会計では収益的支出で9億7,751万4,000円、資本的支出で17億6,284万8,000円、病院事業特別会計では収益的支出で49億9,354万2,000円、資本的支出で8億8,515万1,000円の予算となったところであります。

5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、1款町税は前年度から4,398万8,000円減の12億6,741万3,000円、対前年度比3.4%の減額計上となっております。

2款地方譲与税や7款地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込みや地方財政計画等により試算をして計上しており、地方消費税交付金につきましては3億1,600万円を見込んでおります。

10款地方交付税は、前年度から4億8,100万円の減額の69億7,900万円を計上しております。主な減額要因といたしましては、令和3年度から令和2年国勢調査の人口が算定に用いられることから、調査人口の減少により交付額が大幅に減少すると見込んでおります。これは、人口約2,440人減により約5億3,000万円程度の減額です。人口減少についての激変緩和措置や調整等、また地方財政計画の伸び率等による増加要因もございますが、交付税全体では大幅な減額計上となっております。

これに21款町債のうち、臨時財政対策債3億7,900万円を加えた広義の地方交付税は73億5,800万円と見込んでおり、対前年度比4.3%の減額となっております。

14款国庫支出金につきましては、1億2,111万8,000円の減、前年度比10%減の

10億9,489万4,000円の計上となっております。

15款県支出金につきましては、県知事選・衆議院議員選挙の委託金の皆増や私立保育所運営補助金の増額等により、対前年度6,268万1,000円の増、9億2,296万2,000円の計上となっております。

18款繰入金は、各基金の取り崩しでございますが、財源不足を補うための財政調整基金が3億9,900万3,000円、再編交付金を財源に積み立てた、ちびっ子医療費助成事業基金から1,702万6,000円、観光振興事業助成基金から1,146万8,000円、福祉振興基金から1,385万8,000円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から1,083万4,000円、外国語活動推進事業基金から895万4,000円と、ふるさと寄附金を積み立てた、ふるさと応援基金から850万円、CATV加入促進のための基金から250万円を取り崩すこととしております。

また、まち・ひと・しごと創生基金から3,321万3,000円を、さらに周防大島高等学校通学支援費給付基金から400万円を繰り入れることとしております。

21款町債につきましては、1億8,620万円の減、前年度比12.5%減の13億520万円の計上となっておりますが、過疎対策事業債のほか合併特例債、臨時財政対策債がその主なものであります。

以上が歳入の状況でございますが、6ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は17.7%であり、依然として地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に82.3%を頼らざるを得ない大変厳しい財政環境となっております。

さて、7ページは目的別の歳出であります。歳出につきましては8ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

まず、義務的経費であります。

人件費は、対前年度比7,702万3,000円の減、4.2%の減となっておりますが、職員数の減及び給与改定（期末手当率）等に伴う影響となっております。

公債費につきましては、前年度と比較して3,063万5,000円減の18億2,748万8,000円と、減額傾向となっております。

扶助費は、17億1,337万円の計上で、対前年度より0.2%の減となっておりますが、世帯数及び受給者数の減による生活保護扶助費の減額及び児童手当の支給対象者の減が影響しております。

次に、投資的経費であります。

普通建設事業費は、対前年度比43.5%の減、6億9,675万7,000円の減額となっておりますが、若者定住住宅建設事業や道路新設改良事業等による減額が主な要因であります。



災害復旧事業費は、令和2年度の豪雨災害による過年度道路橋りょう補助災害復旧事業、過年度河川補助災害復旧事業により950万円の増額となっております。

次に、その他であります。

物件費は、防災行政無線の設備更新、海域保全管理事業（地家室園地整備にかかる基本・実施設計）等により、対前年度比7.5%の増、1億4,990万5,000円の増額となっております。

補助費等は、周防大島地域活性化事業（地域振興券）、生活交通路線維持負担金等の減額により、対前年度比1.4%の減、4,382万6,000円の減額、繰出金の大幅な減額につきましては、渡船事業・水道事業会計以外の各事業特別会計の減額により、対前年度比5.4%の減、8,029万6,000円の減額となっております。

積立金は、再編交付金を活用した医師確保対策事業基金の積立額の減額調整により2,779万円の減額となっております。

次に、9ページの地方債の状況でございますが、一般会計につきましては、起債残高は4億3,106万5,000円の減、158億5,411万3,000円になると見込んでおります。

一般会計の起債残高は、合併時の262億5,900万円から104億488万7,000円減、39.6%減少することとなります。

10ページには各基金の状況をお示ししております。

財政調整基金は本年度末では51億7,403万7,000円となり、合併時の6億4,700万円から大幅に増加しておりますが、新年度予算では3億9,900万3,000円の取り崩しを予定しております。

続いて、主要事業の概要について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて、3本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものを12ページから掲載しており、新規事業につきましては25事業となっております。

この中で、主に新規事業について、その概要を説明させていただきます。

まず、1本目の柱である自然と共生した快適で活力あるまちづくりの産業の振興については、ながうらスポーツ滞在型施設改修事業として、グリーンステイながうらの大ログハウス外装改修等を行い、更なる観光客の増加を図ることとしております。

また、青少年旅行村整備改修事業は、公共施設の適正な管理を行うために、老朽化した管理棟を新築することとしております。

次に、継続事業ではございますが、海域保全管理事業として、地家室園地における拠点施設整

備関連事業及びニホンアワサング群生地や周辺海域の保全・活用に取り組み、廃校となった旧沖家室中学校の跡地を活用し、滞在施設や野営場等、必要な施設を整備し地域の活性化を図ることとしております。

次に、14ページをお願いいたします。

生活環境の整備では、地域ねこ活動等推進事業として、野良猫への無秩序な餌やりなどに起因する公衆衛生の悪化を抑制するため、飼い主のいない猫の適正管理を推進する活動等を行う地域・団体に対して支援をすることとしております。

次に、定住の促進についてであります。

15ページをお願いいたします。

浮島定住促進住宅建設事業として、浮島地区の地場産業を守るため、移住定住者の確保、若者の島外への流出を防ぐことを目的として、単身用2棟・世帯用2棟の住宅を建設しようとするもので、今年度につきましては、住宅用地購入及び実施設計を行うこととしております。

また、拡充事業ではございますが、空家バンク登録推進事業の事業内容を変更して助成額を倍増し、新規事業として、DIY助成を行うこととしております。

次に、16ページをお願いいたします。

2本目の柱、人が元気で活躍するまちづくりについてであります。

学校教育につきましては、周防大島高校を支援する会が行う周防大島高校の教育環境の改善等に資する事業寮費一部助成、学習合宿等を支援しておりますが、令和3年度は拡充事業として、町・高校・大学による包括連携事業の一部として仮称アロハプロジェクト助成事業の支援を追加することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

3本目の柱、安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりについてであります。

防災・消防・救急につきましては、スプリアス規格対応事業といたしまして、防災行政無線のスプリアス（不必要な電波）の規格を新しい規格に適合させることにより、防災行政無線システムとしての機能を維持させるものであります。

また、地域の防火体制を強化するため、計画的な防火水利の充足に努めるため、耐震性貯水槽整備事業を行うこととしております。

最後に、23ページの新型コロナウイルス対策事業についてであります。学校給食センター管理運営事業といたしまして、橘地区学校給食センターに保冷付給食配送車を導入いたします。

次に、地域外来・検査センター設置運営事業についてでございますが、引き続き令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が迅速かつスムーズに検査が受けられるよう、大島郡医師会の協力のもと、かかりつけ医の診断に基づき検体採取を行う、地域外

来・検査センターを運営することとしております。

最後に、ICT教育推進事業につきましても引き続き、令和3年度においても国の施策GIGAスクール構想の実現に向け、学習においてICTを効果的に活用するためICT支援員を配置するなど、児童生徒が主体的に学習する新たな学びを創造するための整備を行うこととしております。

なお、これらの事業と新型コロナウイルス感染症対策に必要最低限の消耗品等につきましては、年度当初から必要と考え、当初予算に計上しております。

以上が主要事業の概要でございますが、24ページ以降に事業の概要についてまとめておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

また、41ページには合併関連事業、42ページには再編交付金関連事業、43ページには地方創生関連事業となります、まち・ひと・しごと創生基金充当事業を掲載しております。

44ページ以降には平成24年度以降の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

以上が周防大島町の令和3年度当初予算案の概要でございます。

○議長（荒川 政義君） 町長、ちょっと休憩しましょう。

○町長（藤本 浄孝君） はい。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。10時40分。

午前10時27分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 続きまして、提案理由の説明について申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告1件、諮問1件のほか、令和3年度各会計当初予算、令和2年度補正予算、条例の制定、改正など合わせて48件であります。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理いたしましたことを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和3年度一般会計予算についてであります。

予算総額は130億9,500万円となっております。前年度当初予算比8億円の減額、率にして5.8%の減となっております。

議案第2号から議案第8号までは、令和3年度各特別会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、令和3年度国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億7,748万5,000円を繰入れ、予算の総額は27億7,347万3,000円となっており、前年度当初予算比1億5,611万円の減額であります。

議案第3号は、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億5,301万8,000円を繰入れ、予算の総額は4億5,928万7,000円となっており、前年度当初予算比1,695万6,000円の減額であります。

議案第4号は、令和3年度介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億4,878万4,000円を繰入れ、予算の総額は33億1,531万9,000円となっており、前年度当初予算比1億5,017万6,000円の減額であります。

議案第5号は、令和3年度渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から1,866万2,000円を繰入れ、予算の総額は8,426万2,000円となっており、前年度当初予算比98万9,000円の増額であります。

議案第6号は、令和3年度水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を8億5,070万9,000円、支出合計を8億3,703万6,000円とし、資本的予算については、収入合計を3,500万円、支出合計を2億2,069万1,000円とするものであります。

議案第7号は、令和3年度下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を11億159万6,000円、支出合計を9億7,751万4,000円とし、資本的予算については、収入合計を14億7,449万6,000円、支出合計を17億6,284万8,000円とするものであります。

議案第8号は、令和3年度病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を49億9,363万9,000円、支出合計を49億9,354万2,000円とし、資本的予算については、収入合計を6,398万1,000円、支出合計を8億8,515万1,000円とするものであります。

議案第9号から議案第17号までは、令和2年度各会計に係る補正予算に関するものであります。決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第9号は、令和2年度一般会計補正予算（第12号）であります。

既定の予算から6億2,509万6,000円を減額し、補正後の予算を172億5,184万6,000円とするものであります。

議案第10号は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算に4,155万6,000円を追加し、補正後の予算を30億5,711万

3,000円とするものであります。

議案第11号は、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から2,489万円を減額し、補正後の予算を4億4,468万8,000円とするものであります。

議案第12号は、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から2億6,258万7,000円を減額し、補正後の予算を33億7,645万4,000円とするものであります。

議案第13号は、令和2年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算から1,261万2,000円を減額し、補正後の予算を5,669万7,000円とするものであります。

議案第14号は、令和2年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算から162万7,000円を減額し、補正後の予算8,203万8,000円とするものであります。

議案第15号は、令和2年度水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出予算において、所要の補正を行うものであります。

議案第16号は、令和2年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第17号は、令和2年度病院事業局特別会計補正予算（第6号）であります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第18号から議案第29号までは、条例の制定、改正に関するものであります。

議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部が改正され、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるピラ頒布の解禁、町村議会議員選挙における供託金制度が導入されたことに伴い、条例の制定を行うものであります。

議案第19号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号周防大島町立保育所設置条例の一部改正については、町立日良居保育所を現在の指定管理者である特定非営利活動法人しらとり会に無償譲渡し、令和3年4月1日より私立保育園とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 1 号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正については、デイサービスセンター文珠苑、高塔苑、油田苑の 3 施設について、管理できる団体が町内外にいないことから、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 2 号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 3 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和 3 年 2 月 1 3 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 4 号周防大島町介護保険条例の一部改正については、第 8 期介護保険事業計画に基づく令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料率等の改定及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が、令和 3 年 1 月 1 日より施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 5 号から議案第 2 8 号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）の施行に伴い、国の基準が改正されたため、いずれもこれに伴う条例の所要の改正を行うものであります。

議案第 2 5 号は、周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を、議案第 2 6 号は、周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第 2 7 号は、周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を、議案第 2 8 号は、周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、それぞれ条例の一部改正を行うものであります。

議案第 2 9 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正については、介護医療院の開設に伴う名称の改正等をするために、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 0 号広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議については、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、広島市と本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 1 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事

務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更等について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号財産の無償譲渡については、令和3年4月1日をもって特定非営利活動法人しらとり会への財産を無償で譲渡するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号周防大島町総合計画基本構想の策定については、総合計画基本構想を別冊のとおり策定することについて、周防大島町総合計画策定条例（平成27年周防大島町条例第13号）第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号から議案第47号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第34号は、屋代山泉センター、議案第35号は、神領コミュニティセンター、議案第36号は、小松コミュニティセンター、議案第37号は、油宇集会施設、議案第38号は、小泊集会施設、議案第39号は、デイサービスセンター福寿苑、議案第40号は、東和在宅老人デイサービスセンター、議案第41号は、デイサービスセンター和田苑、議案第42号は、デイサービスセンターしらとり苑、議案第43号は、周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑、議案第44号は、周防大島町高齢者生活福祉センターしらとり苑、議案第45号は、安高地区農事集会所、議案第46号は、正分地区農事集会所、議案第47号は、鹿家地区農事集会所を、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りをするものであります。

議案第48号は、令和2年度若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事の請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

以上、各案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

すみません。続きまして、行政報告がまだございました。

すみません。続きまして、この際、4件について行政報告をいたします。

まず1件目は、周防大島町と公立大学法人山口県立大学及び山口県立周防大島高等学校による包括的連携協力による協定について、御報告をいたします。

現在、本町と山口県立大学及び周防大島高校の3者が連携協力に関して、包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的とする、県内初の官大高による包括的連携協力に関する協定の締結ができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

町内唯一の県立高校の魅力を発信する取り組みとして、県立大学を含めた連携によって、魅力ある高校づくりの推進に資することを目的に、包括的連携協力によって、観光交流人口の増加に

よる地域活力の向上と定住対策に関することや地域づくりに関すること及び人材育成・教育に関することなどを連携協力事項とする考えでございます。

また、官大高による包括的連携協力による新年度の事業といたしましては、仮称をアロハ・プロジェクトとしており、周防大島高校の生徒が行事で着用するアロハシャツの導入などについて、官大高が協力をして高校の魅力化アップにつなげていく計画とする協議を進めているところでございます。

今後とも、周防大島高校の魅力を発信する取り組みとして、県立大学を含めた連携により、地域の活性化と相互の発展に寄与することができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2件目は、浮島地区海底送水管の供用開始について、御報告をいたします。

浮島地区海底送水管布設事業につきましては、平成28年から5か年を要し、総事業費7億4,400万円で完工し、来たる令和3年4月1日に供用を開始いたします。

海底送水管の延長は3,765メートルで、新たに浮島地区に配水池、神浦地区にポンプ場を設け、併せて送配水管の布設も行っております。

今まで、浮島島内の地下水源の水量不足や水質悪化により、度々給水制限を行うなど、御不便をおかけしておりましたが、今後は、柳井地域広域水道からの水道水を安定的に供給し、安全・安心で快適な生活環境づくりに寄与できるものと期待をしておるところでございます。

3件目は、下水道処理区域の一部供用開始について、御報告をいたします。

既に広報等でお知らせをしておりますが、平成26年度から下水道の整備を進めております久賀・大島処理区の一部供用を、令和3年3月16日に開始する予定となりましたので御報告をいたします。

なお、供用開始区域は東三蒲、棕野及び久賀地区のそれぞれ一部区域で、対象排水処理面積は34.2ヘクタールでございます。今後も、面整備が完了したところから、順次供用を開始してまいります。

4件目は、令和3年2月16日に設立をいたしました、周防大島町地家室園地活用推進協議会について、御報告をいたします。

ニホンアワサンゴが生息する白木半島の地家室を中心とする地域は、平成25年2月に、環境省から国内最大規模のニホンアワサンゴの群生など、貴重な海中景観の保護を図る必要があることから、瀬戸内海国立公園では初となる海域公園の指定を受け、さらに平成29年3月にはそのエリアの自然条件を考慮し、指定域外から及ぶ影響の軽減を図ることなどを目的に、陸域公園の指定を受けたところであります。

また、令和2年10月に、海域公園地区を中心に周辺も含めた利用者向けの休憩施設を整備す



るための地家室園地事業が環境省により決定されたことから、国、県、町、そして地域が連携した事業を進めていく計画であります。

こうした中、海域公園地区に指定されている海域だけではなく、陸域も含めた自然環境の利活用に向け、自然保護と活用の両面からの取り組み等をより充実させるため、関係団体や地域住民等の皆様と連携・協働し、ニホンアワサング並びに周辺海域及び陸域の保護と、白木半島地域の地域振興活動の取り組みを行う新たな組織として、周防大島町地家室園地活用推進協議会を設立いたしました。

今後、自然環境や歴史・文化など地域固有の魅力を活かしながら、地家室園地を中心とした新たな地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後は、米軍岩国基地関連について御報告をいたします。

はじめに、米軍岩国基地における新型コロナウイルス感染状況について、御報告をいたします。

昨年の7月13日に、初めての米軍岩国基地内での新型コロナウイルス陽性者が存在していると報告があり、9月4日には、新型コロナウイルスの感染例は0件との情報提供を受けておりました。しかしながら、9月27日には、外出制限措置の解除を前に課せられる新型コロナウイルス検査で2名の陽性者が判明し、その後も、本年1月まで、連日のように陽性者が確認されている状況でございました。2月に入り2日、17日に新たに1名の陽性患者が確認されてからは、現在まで陽性の報告を受けておりません。

1月まで、米軍岩国基地で多くの新型コロナウイルス感染症が発生していることから、11月12日に続き、1月12日にも山口県基地関係県市町連絡協議会として、米海兵隊岩国航空基地及び防衛省岩国防衛事務所に対して、感染者に対する隔離措置などの感染拡大防止対策に万全を期すこと。岩国基地関係者は、基地内及び基地外での感染拡大防止対策を徹底すること。日本人従業員等への感染拡大防止対策に万全を期すこと。感染経路、行動歴等、感染者に関する情報提供を適切に行うこと。以上4点について強く要請を行ったところでございます。

次に、令和元年の7月から山口県が実施しております、住宅環境改善支援事業の令和2年度分の申請等の状況について御報告いたします。

本年度の申請は、1月末で終了しておりますが、本町からの申請件数は260件、交付申請額は2,316万1,000円で、岩国市、和木町を合わせた県全体での申請件数は361件、交付申請額は3,309万1,000円という状況でございます。

住宅環境改善支援事業につきましては、令和3年度においても継続される予定でございますので、チラシ等の配布により周知を図ってまいりたいと考えております。

以上のとおり、米軍岩国基地関連事項は、今後も継続して報告をしてまいります。

以上、5件行政報告をさせていただき、施政方針、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号専決処分について、御報告申し上げます。

令和2年12月7日に、周防大島町大字久賀5129番地の3地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、2月3日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、周防大島町大字久賀5129番地3地内において、右折し進入しようとしたところ、目測を誤り相手方所有のガードパイプに接触したものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ5万3,900円を賠償したものでございます。損害賠償の額は、既に一般財団法人全国自治協会から2月15日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

#### 日程第6. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

令和3年6月30日をもって任期満了となります現委員の山本隆昭氏は、人格、識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に御活躍されておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、山本隆昭氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、山本隆昭氏を適任とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第7. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第9号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第9号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から6億2,509万6,000円を減額し、予算の総額を172億5,184万6,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、新型コロナウイルスの影響による各事業の中止等に伴う関係経費の減額及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお開きください。

歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は、年度途中の退職による特別徴収から普通徴収への切替え及び修正申告等による徴収税額の増加等による増額補正でございます。

また、2目法人は、業績悪化による減額補正でございます。

2項固定資産税は、滞納繰越分の減額補正でございます。

4項たばこ税は、本数の増加による増額補正でございます。

14ページ、5項入湯税は、事業譲渡や新型コロナウイルスの影響による客数の減少による減額補正でございます。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、国の農林水産業施設災害復旧費補助金の補助率増嵩による地元分担金の減額に伴う減額補正でございます。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 3 目衛生使用料 5 目商工使用料につきましては、火葬件数の減による斎場使用料の減額、ウインドパーク、星野哲郎記念館及び陸奥記念館の入館者数減による減額でございます。いずれも新型コロナウイルスの影響によるものでございます。

1 5 ページ、2 項手数料につきましても、新型コロナウイルスの影響による可燃ごみ及び不燃ごみの処理手数料の減額でございます。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、それぞれ事業の精算見込みにより総額 8 4 7 万 3, 0 0 0 円の減額補正となっております。

また、3 目災害復旧費国庫負担金は、道路・河川の災害復旧事業費の決定による 8, 8 5 3 万 8, 0 0 0 円の減額補正でございます。

なお、国庫負担金の一部は、令和 3 年度に歳入されるため、あわせて調整を行っております。

1 6 ページ、2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金事業の完了に伴う減額でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国庫補助事業等の地方負担額を算定基礎として交付される臨時交付金分の増額でございます。

個人番号カード交付事業費補助金は、国の通知による減額、個人番号カード交付事務費補助金は、実績見込みによる増額でございます。また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民基本台帳システム改修等対象経費が全額補助対象となったことによる増額でございます。

2 目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業補助金の内示に伴う減額及び子ども・子育て支援交付金の補助率変更に伴う減額補正でございます。

3 目衛生費国庫補助金 4 目農林水産業費国庫補助金 6 目消防費国庫補助金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みにより調整を行っております。

7 目教育費国庫補助金は、実績見込みによる就学援助費補助金及び防音事業関連維持費補助金の調整、入札結果によるスクールバス購入補助金の減額を行っております。

また、学校施設環境改善交付金は、文部科学省からの内定がなかったための減額でございます。

8 目災害復旧費国庫補助金は、農業用施設、農道及び林道の災害復旧事業費の補助率増嵩による増額、廃棄物処理施設の精算見込みによる増額、また、公共土木施設の災害査定設計委託費が補助対象となったことにより増額し、目全体で 2, 3 0 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

なお、農林水産業施設災害復旧費補助金の一部は、令和 3 年度に歳入されるため、併せて調整を行っております。

1 7 ページ、1 5 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、障害児施設給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金など、それぞれ事業の精算見込みによる調整を行っております。

1 8 ページ、2 項県補助金 1 目総務費県補助金は、実績見込みによる減額でございます。

2目民生費県補助金は、地域生活支援事業補助金の内示に伴う減額、子ども・子育て支援交付金は、国の補助率変更に伴う増額でございます。

4目農林水産業費県補助金は、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっておりますが、1節農業費補助金のやまぐち米次年度生産応援事業補助金は、トビイロウンカの大量発生による水稻への被害に対し、次期作に向けた種子の確保・購入支援を実施し、生産意欲の向上を図るための県補助金の新規計上でございます。

5目商工費県補助金につきましては、生活バス路線対策事業補助金の実績による減額でございます。

19ページ、6目消防費県補助金は、耐震診断、耐震改修事業の実績による減額でございます。

7目教育費県補助金につきましては、地域アシスタント事業補助金の実績見込みによる減額でございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、住宅環境改善支援事業の実績見込み並びに統計調査費委託金の確定による減額でございます。

3目衛生費県委託金は、地域外来・検査センター運営事業の実績見込みによる減額でございます。

5目商工費県委託金は、新型コロナウイルス感染症拡大による片添ヶ浜海浜公園施設の一時閉鎖による利用料減収に対する県委託金の計上でございます。

20ページ、16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金ほか各基金の利子の調整でございます。

2項財産売払収入3目生産物売払収入につきましては、中学校に設置しております太陽光発電の余剰電力売払収入の実績見込みによる減額でございます。

21ページ、17款寄附金1項寄附金につきましては、増加が予測される、ふるさと寄附金の増額及び教育振興のための寄附金による教育一般寄附金の増額でございます。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億798万6,000円減額し、財源調整を行うとともに、それぞれ基金事業の精算見込みにより繰入金の調整をしております。

22ページ、20款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額となっております。

4項雑入につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う各種大会の中止等による減額が主なものでございます。

23ページ、21款町債につきましては、各事業の確定または精算見込みによる調整を行っておりますが、24ページ、7目減収補てん債につきましては、新型コロナウイルスの影響による地方税等の減収に対する措置の地方債として、1,140万円の新規計上でございます。

続きまして、25ページからの歳出につきまして、主なものの御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、議員逝去、辞職等による調整及び新型コロナウイルスの影響による研修等の中止による減額でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費の調整、26ページ、行政一般経費は、実績見込みによる減額でございますが、旅費、需用費は、新型コロナウイルスの影響による出張中止による減額でございます。

27ページ、特別定額給付金事業（新型コロナウイルス対策）につきましては、事業終了に伴う減額でございます。

28ページ、行政一般経費につきましては、入札結果による公用車購入費の減額でございます。

2目文書広報費につきましては、文書広報事業は、入札結果による印刷製本費の減額、地域情報通信基盤整備推進事業は、新型コロナウイルスの影響によるイベント等の中止に伴う周防大島チャンネル番組制作費の減少による減額及び、実績見込みによるCATV加入促進事業補助金の増額でございます。

3目財政管理費は、地方債借入手数料の減額でございます。

29ページ、4目会計管理費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、全国監査委員研修大会が動画配信となったことによる減額でございます。

5目財産管理費は、それぞれ基金の利子等の積立額の調整でございます。

6目企画費の企画一般経費は、会計年度任用職員の応募がなかったことによる減額のほか、新型コロナウイルスの影響による行事等の中止・延期等による減額でございます。

30ページ、委託料の男女共同参画プラン策定、総合計画基礎調査支援業務及び個別施設計画策定支援業務は、それぞれ入札結果による減額でございます。

31ページ、ふるさと応援事業につきましては、寄附金の増額見込みに伴う、積立金等の増額でございます。

企業誘致対策事業は、新型コロナウイルスの影響によりイベントへの不参加等による減額でございます。

7目支所及び出張所費の総合支所経費につきましては、入札結果による公用車購入費の減額でございます。

32ページ、8目電子計算費につきましては、実績見込み及び入札結果による減額でございます。

9目地域振興費につきまして、地域づくり推進事業は、補助交付団体決定による地域づくり活動支援補助金の減額並びに新型コロナウイルスの影響による事業等中止による減額でございます。

地域おこし協力隊経費は、定住促進部門の地域おこし協力隊員の応募がなかったことによる関

係経費の減額が主なものでございます。

33ページ、集落支援員経費は、新型コロナウイルスの影響によるイベント等中止に伴う旅費の減額等でございます。

34ページ、町人会経費につきましても、新型コロナウイルスの影響により、すべての町人会が中止になったことによる減額でございます。

2項徴税费2目賦課徴収費は、入札結果による公用車購入費の減額等でございます。

35ページ、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による出張の取り止め及び実績見込みによる減額でございます。

4項選挙費につきましては、町長選挙経費及び、37ページ、町議会議員選挙経費の実績により、それぞれ2,152万6,000円、860万9,000円の減額でございます。

39ページ、5項統計調査費につきましては、国勢調査経費の実績による調整でございます。

6項監査委員費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、全国監査委員研修大会が動画配信となったことによる減額でございます。

40ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、各事業費の実績見込みによる減額でございます。

41ページ、2目障害福祉費につきましては、入札結果による障害者計画等策定業務委託料の減額のほか、障害者地域生活支援事業などの各障害福祉サービス等の実績、もしくは実績見込みによる調整を行っております。

42ページ、3目老人福祉費につきましては、老人福祉一般経費の高齢者福祉計画・介護保険計画等策定業務の入札結果による減額及び敬老会事業等の実績見込みによる減額でございます。

また、43ページ、県後期高齢者医療広域連合事業は、広域連合運営事業費にかかる人件費等の減額に伴う負担金の減額でございます。

5目介護保険対策費は、入札結果による公用車購入費の減額でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務一般経費は、実績見込みによる子育て施設等利用給付の減額、令和元年度保育対策総合支援事業費補助金の確定に伴う返還が、令和2年度から令和3年度に変更となったことによる償還金の減額でございます。

44ページ、児童館運営経費、新型コロナウイルス対策の子育て世帯臨時特別給付金支援事業及び周防大島町子育て応援給付事業は、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

45ページ、2目児童措置費3目母子福祉費、46ページ、5目保育所運営費につきましては、各事業の実績見込みによる減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、保健総務一般経費は、感染症対策用品購入にかかる消耗品費の減額、公用車更新による役務費は減額でございますが、過年度分

の国、県負担金、補助金の償還金98万6,000円を新規に計上しております。

47ページ、母子保健事業は、妊婦健診の実績見込みによる減額、保健衛生対策事業は、入札結果による公用車購入費の減額でございます。

また、予防接種事業につきましても、インフルエンザ予防接種の実績見込みによる減額により、目全体で3,436万円の減額補正でございます。

2目予防費につきましては、がん健診等受診者数の減及び予防接種の実績見込みの減による減額でございます。

48ページ、3目環境衛生総務費につきまして、水道対策事業は、基礎年金拠出金の減額による広域水道企業団補助金の減額、合併浄化槽設置事業、社会生活維持関連業務応援給付金は、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

4目火葬場費につきましては、斎場使用料の財源調整でございます。

2項清掃費2目じん芥処理費では、ごみ収集カレンダー印刷費及び水質検査費の入札結果等による減額でございます。

49ページ、じん芥処理施設管理経費は、焼却灰運搬処分等の実績見込みによる減額、電気計装設備改修工事費の精算見込みによる減額が主なものでございます。

不燃物処理施設管理経費は、電気料及び修繕費の実績見込みによる減額、蛍光灯・乾電池の搬入量の実績見込みによる委託料の減額でございます。

3目し尿処理費につきましては、実績見込みによる、情島衛生センター設備点検補修の修繕費の減額、前島し尿貯留船汲み取り手数料の減額、前島し尿貯留船棧橋等改修工事費の精算による工事請負費の減額でございます。

50ページ、し尿処理施設管理経費は、実績見込みにより電気料、医薬材料費、委託料の減額でございます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、活動実績による報酬の減額でございます。

3目農業振興費につきまして、農業振興対策一般経費は、新型コロナウイルスの影響により中止となったルーラルオレンジフェスタ事業負担金の減額でございます。

また、台風による潮風害やトビイロウンカの大量発生による水稻被害の支援を行うため、種子購入緊急助成対策として、県の補助事業に上乘せ補助を行う、やまぐち米次年度生産応援事業交付金95万円の新規計上でございます。

51ページ、担い手総合支援事業は、実績見込みによる認定農業者支援事業補助金及び新規就農者確保事業補助金の減額でございます。

特産対策事業は、実績による各事業補助金の減額でございます。



5 2 ページ、大島地区農産物加工センター管理運営経費、農園施設管理経費につきましては、老朽化及び1月の寒波により故障したガス給湯器の取替費をそれぞれ7万4,000円、41万3,000円の計上でございます。

耕作放棄地解消支援事業、農業経営支援金事業につきましては、実績見込みによる減額でございます。

4目畜産業費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

5 3 ページ、5目農地費につきまして、農地一般管理経費は、久賀弁天地区水路改修工事測量設計の入札結果による委託料の減額でございます。

広域農道管理事業は、トンネル施設長寿命化計画策定業務の事業計画変更による減額でございます。

排水施設管理事業は、土居排水機場非常用自家発電機設置工事の入札結果による工事請負費の減額でございます。

6目水田営農費は、事業実績に伴う調整でございます。

7目農村環境改善センター費は、油田センターの合併浄化槽配管取替修繕費15万7,000円の増額計上でございます。

5 4 ページ、2項林業費につきまして、林業総務一般経費は、精算見込みによる工事請負費の減額でございます。

有害鳥獣捕獲事業は、実績見込みによる報償費、委託料及び備品購入費の減額でございます。

3項水産業費1目水産業総務費は、職員人件費の調整でございます。

5 5 ページ、2目水産業振興費につきましては、水産振興対策事業、種苗放流育成事業は、それぞれ実績見込みによる減額でございます。また、魚価急減対策支援金事業は、事業実績による減額でございます。

3目漁港管理費4目海岸保全事業費につきましては、それぞれ事業費の精算見込みによる減額でございます。

5 6 ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費は、実績見込みによる燃料費の減額でございます。

2目商工業振興費につきまして、商工振興事業は、実績による旅費の減額、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる貸付金の減額でございます。

交通対策事業について、大島線、大島本線のバス運行実績による生活交通路線維持負担金の減額でございます。

商工業経営支援給付金事業は、事業実績による減額でございます。

地域経済活性化支援事業は、国の政策変更に伴う事業中止による減額でございます。

57ページ、公共施設管理維持体制強化事業は、実績による備品購入費の減額、公共施設維持体制持続化支援金の追加支援として2,270万円の増額計上でございます。

3目観光費の観光一般経費は、新型コロナウイルスの影響により、サザンセトロングライド等事業中止による報償費、消耗品費等の減額、お大師堂めぐり歩け歩け大会、ふるさと・くか夏まつり、周防大島花火大会も中止となったことによる観光振興事業補助金の減額でございます。

公園等管理経費につきまして、58ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症拡大による片添ヶ浜海浜公園施設の一時閉鎖による利用料減収に対する県委託金を受けて、指定管理者への委託料427万8,000円の計上でございます。

また、飯の山展望台改修工事の入札結果による工事請負費の減額でございます。

周防大島地域活性化事業は、実績による減額でございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費につきましては、職員人件費の調整、59ページ、土木総務一般経費は、過年度の災害復旧費国庫負担金の償還金6万7,000円の計上でございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、事業費の精算見込みによる減額でございます。

2目道路新設改良費につきましては、町道中村流線改良事業における補償費算定業務260万円の計上でございます。

また、町道真宮線改良事業等の精算見込みによる補償金の減額でございます。

県事業負担金は、精算見込みによる減額でございます。

60ページ、3項河川費2目河川建設費につきましては、河川整備事業は、事業計画変更による減額でございます。

県事業負担金は、精算見込みによる調整でございます。

4項港湾費は、県事業負担金の精算見込みによる減額でございます。

61ページ、5項都市計画費につきましては、精算見込みによる県事業の都市公園事業負担金255万円の計上でございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費につきましては、山口県消防操法大会中止による出動手当の減額及び入札結果による消防可搬ポンプ購入費の減額でございます。

4目災害対策費につきましては、耐震診断をはじめ各事業の実績見込みによる減額補正でございます。

62ページ、9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費につきましては、議事録作成業務の実績見込みによる減額でございます。

2目事務局費につきまして、教育総務経費では、新型コロナウイルスの影響による語学留学中

止による減額が主なものでございます。

63ページ、周防大島高等学校通学支援費給付金は、実績見込みによる減額でございます。

教職員住宅管理経費につきましては、実績見込みによる修繕費の減額でございます。

学校教育経費につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う各経費の執行見込みによる減額が主なものでございます。

64ページ、報償費は、新型コロナウイルス関連以外の要因としまして、各小中学校地域連携活動支援員の活動執行状況による減額でございます。また、備品購入費は、入札結果によるパソコン購入費の減額でございます。

65ページ、学校統合推進経費は、中学校統合準備委員会の実績による旅費の減額、東和中学校既存校舎改修工事実施設計業務等の入札結果、精算見込みによる委託料の減額でございます。

工事請負費につきましては、統合中学校既存校舎改築工事等の入札結果による減額が主なものでございます。

外国青年英語指導事業につきましては、実績見込みによる報償費の減額及び新型コロナウイルスの影響によるイングリッシュキャンプ事業中止による英語教育推進事業補助金の減額でございます。

学校教育支援事業は、実績見込みによる減額でございます。備品購入費は、入札結果による公用車購入費等の減額でございます。

66ページ、補償金は、小中学校の修学旅行にキャンセル料が発生しなかったことによる減額でございます。

学校施設改修事業は、入札結果による小学校トイレ改修工事に係る実施設計業務等の委託料及び工事請負費の減額でございます。

2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校管理事務局経費は、入札結果による空調設置改修工事費の減額でございます。

小学校事務局経費は、フッ素洗口、専門医検診等の実績による委託料の減額でございます。

スクールバス管理運営経費は、入札結果によるスクールバス購入費の減額でございます。

67ページ、明新小学校経費、沖浦小学校経費及び安下庄小学校経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、プールの使用を中止したことによる関係経費の減額でございます。

2目教育振興費につきましては、小学校教育振興一般経費は、新型コロナウイルス対策事業において、5月分から12月分までの給食費無償化による就学援助費の減額でございます。

各小学校教育振興経費は、故障等による教材備品の購入費の計上でございます。

68ページ、3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校管理事務局経費は、実績見込

みによる電気料の減額でございます。

中学校事務局経費は、フッ素洗口、専門医検診等の実績による委託料の減額でございます。

久賀中学校経費、大島中学校経費及び東和中学校経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、プールの使用を中止したことによる関係経費の減額でございます。

69ページ、2目教育振興費の中学校教育振興一般経費は、実績による県体等派遣補助金の減額や新型コロナウイルス対策事業において、5月分から12月分までの給食費無償化による就学援助費の減額でございます。

70ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、青少年健全育成事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止となった洋上セミナー補助金の減額でございます。

ふるさと文化推進事業は、実績による周防大島町文化振興事業補助金の減額でございます。

生涯学習講座事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、生涯学習講座生の研修視察が中止になったことによる減額でございます。

社会教育振興経費は、入札結果による公用車購入費の減額でございます。

2目公民館費につきましては、棕野公民館費運営経費は、下水道接続工事の延期による減額でございます。

東和公民館運営経費は、公民館解体工事の精算による減額でございます。

3目図書館費は、教育一般寄附金の財源調整でございます。

5目社会教育施設費につきましては、大島文化センター管理運営経費は、入札結果による定期清掃委託料の減額でございます。

71ページ、学習等供用施設管理経費は、下水道接続工事の延期による減額でございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、保健体育一般経費は、新型コロナウイルスの影響により東京オリンピックの延期に伴う山口県聖火リレー実行委員会負担金の減額でございます。

教育委員会主催行事事業費は、新型コロナウイルスの影響により大島一周駅伝大会、サザン・セト大島ロードレース大会等の大会が中止となったことによる関係経費の減額でございます。

72ページ、2目体育施設管理費につきましては、棕野体育館の誘導灯修繕費7万2,000円の計上及び下水道接続工事の延期による工事請負費の減額でございます。

3目学校給食費につきましては、久賀地区学校給食センター管理運営経費は、実績見込みによる水道料の減額でございます。

73ページ、大島地区学校給食センター管理運営経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校臨時休業に伴う賄材料費の減額でございます。

橘地区学校給食センター管理運営経費は、実績見込みによる水道料、下水道料の減額ござい

ます。

学校給食センター管理運営経費は、空調設備改修工事に係る実施設計業務等の委託料及び工事請負費の減額でございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、事業費の精算見込みによる減額でございます。

74ページ、2目漁港災害復旧費につきましては、事業費の精算見込みによる減額でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、精算見込みによる減額、立木等の補償金61万円の計上でございます。

75ページ、2目河川災害復旧費につきましては、現年度河川補助災害復旧事業は、立木等の補償金115万円の計上でございます。

災害応急復旧事業は、事業の精算見込みによる減額でございます。

3項その他公共・公用施設等災害復旧費につきましては、精算見込みによる災害等廃棄物処理事業費及び廃棄物処理施設災害復旧事業の工事請負費の減額でございます。

76ページ、11款公債費1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金128万6,000円の増額でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子の減額でございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額3,001万6,000円の減額でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、8ページにお返りいただきたいと思っております。

8ページは、地方債の補正についてでございます。

減収補てん債の追加による、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法について設定するものでございます。

減収補てん債につきましては、新型コロナウイルスの影響による地方税等の減収に対する措置としての地方債でございます。

水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、農林水産業施設災害復旧事業債、その他公共・公用施設等災害復旧事業債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第12号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 質疑については午後から行いたいと思っております。

暫時休憩をします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和2年度の一般会計会計補正予算の補足説明が済みしましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず、32ページの地域おこし協力隊経費で定住対策で応募がなかったということで減額ということなのですが、これはじゃあ再募集、再公募は新年度予算で対応するということでよろしいのかどうか。

それと、コロナウイルス対策費が全体的な話ですけど、進捗率というか交付率というんですか  
施行率、今現在、まだ有効なものとか締切りが来ていないものだけで結構なんで何%ぐらい  
交付しているか。

それと3点目が57ページの公共施設維持体制持続化支援金がありますけど、これは指定管理  
者への支援金ということだと思いますが、内訳をちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） まず、最初の給付金事業の進捗率というか施行率ほどの程度か  
という御質問でございますが、まだ事業実施中のということなんで給付金としては、今、産業建  
設部としては農業経営者への支援金、これを今行っております。これが各農業事業者へ給付事業  
としております。これが現在、町ではまだちょっと3月半ばまで受け付けるということで、これ  
が58%の進捗率でございます。

それから、公共施設維持体制持続化支援金、これの内訳と内容でございます。指定管理施設の  
ながうらスポーツ滞在型施設に対して1,110万円及び竜崎温泉に対しまして1,160万円の  
支援金の支出を行うものでございます。

理由といたしましては、緊急事態解除後も利用者も戻らず一時的に休業や休館を行うことので  
きる民間の施設と比べ、指定管理施設は町の福祉の向上も含めた公共施設でございますので、利  
用者が大きく減少しても基本的には休館ができない施設のため、通常時に算定した指定管理料と  
コロナ禍の非常事態での実績及び実績見込みを比較した結果、大きくかけ離れた状態となってお  
りました。そのために指定管理者に大きな負担を負わせている状況であることから、このたび追  
加の支援を行うことといたしました。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の地域おこし協力隊員の件でございますが、補正で募集をいたしました但募集がなかったため、このたび減額しております。

新年度につきましては、現行の人数分を今現在、予算計上しており、新規では考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 今、すみません、もう一つちょっと漏れておりましたので、事業継続支援金事業がございます。これは国の持続化給付金受給者への10%の上乗せということで、国がちょっと期間を延ばしました関係で、うちも一応精算があるんで3月31日までということにいたしております関係で、約80%の支給率となっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地域おこし協力隊については応募がなかったから今回補正で落としたというのは分かるんですが、じゃあ何で新年度で、必要だから募集するということだったと思うんで、それを何で新年度で上げないのかなというのは、その辺はどういう理由なんですか。

それと支援金給付金事業でまだ余裕があるということなんですけれど、最近は広報があまりないのかなというふうな感じもしますが、この給付金事業で申請漏れとか呼びかけ、制度上の漏れということですか、本当に必要などころに行っていないといったことはないのか、どう考えているのかどうか。その辺をちょっと補足してください。

それと公共施設維持体制持続化支援金、指定管理者に対する支援金ということなんで、指定管理者と企業に対する、この支援金を見ると一般企業に対する支援金のような感じがするんですけど、ちょっとそこは切り分けて考えるべきじゃないかなと、要するに赤字が出たから支援するというのは分かるんです。そこはいいんですけど、だったら指定管理施設なんだったら指定管理料の変更なんじゃないかなと、増額なんじゃないかなという気もするんですけど、これは一般の支援金と同じような構造ということですか、そういった形になっているのはどうしてなのかというのと、ほかの指定管理施設がありますよね。そこらは収益減にはなっていないと、だから今回はこの予算ではながうらと竜崎温泉だけ、ここが収益減が顕著であって、ほかの施設は収益減にはなっていないということだったのかどうか。その辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの今の地域おこし協力隊の件なんでございますが、今、地域おこし協力隊についていろいろと検討しておる段階でございますが、まず、協力隊が3年間という課題、期間や人材の幅が限定してしまい長期的な取組は難しい等、いろいろ課題があるわ

けでございますが、新年度の当初は現在見送りをしておりますが、今後は募集を検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） まず、支給金の質問でございますが、これはすみません、さっきの事業持続化支援金支給事業に関しましては、すみません、一応、国はもう受付を終わっております。その猶予として、その国の支給を受けた人にさらにまた10%上乘せという制度のため、うちはまだ3月31日までは1か月猶予というか、申請期間を延ばしております。

それと農業経営支援事業のほうでございますが、これは今もまた周知もしておりますので、これは58%となっておりますが、当初なかなか個人事業者というか全ての方に支給したいというような考えであったため、分母というか最初の予想申請件数もちょっと甘かったので58%になっておるんじゃないかと、今のところちょっと考えております。

それと今回指定管理料の上乗せということでございますが、ほかの施設は出さないのかということでございますが、サン・スポーツランド片添につきましては、遊湯ランド、サン・スポーツランド、青少年旅行村、この3施設を併せての指定管理で遊湯ランド単体では利用が減少しておりますが、他の2施設につきましては利用客が増加しております。そのため3施設を併せた結果、指定管理料と欠損額の差がほとんどありませんでしたので、一時支援金や国補助金等を差し引きますと大きくかけ離れた額にならないため支援を行っておりません。

この支援金の支出のあり方ということでございますが、指定管理料の算定方法についても検討ということになると思うんですが、今回のような非常事態の場合においては、現在の指定管理料の算定方法では対応できないことが生じてしまいましたので、次回の指定管理者応募のときには指定管理料の算定方法の見直しについても検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地域おこし協力隊、募集を検討していきたいということなんですけど、要するに今年度募集をしたということは必要だから募集したんでしょうから、その考え方は変わっていないということでもいいのかどうか、もう一回確認させてください。そうであれば、募集を検討するというのは令和3年度中の例えば補正対応とかそういうことになるということでしょうか。

それと今のコロナ対策のほうなんですけど、要するに支援できていないところはないか、まだ締切りがあるんなら、ないんならいいですけど、漏れがあるのかなのか、そこはやっぱり再度、最後まで漏れがないように努力すべきかなと思いますけど、例えば41ページに医療・介護・保



育等従事者応援給付金というのがあります。これは210万円減額になっていますけど、これは確か予算のときに町民の方で町外の事業所に勤めている方には手当が出ない、出すべきじゃないかという同僚議員からの意見があったと思うんですが、ここで減額するのであれば、そういったところにも手当ができるように、同じ町民で不公平感を生まないように配慮が必要なんじゃないかなと、その辺の検討の余地はないということではよろしいのかどうか。

それと指定管理のところなんですけど、遊湯ランドは利用客が増加しているからということなんですけど、このコロナ禍にあっても利用客が増加しているというところもあるというのであれば、例えば今の支援金を出す施設についてそういう利用客を上げる、収益を上げる取組というのはどういうふうな努力というか、町がもちろん協議せんにゃいけんことだと思いますけど、そういうふうな利益を上げるための、ただコロナ禍だから減ったから赤字補てんをするというんじゃなくて、そういう営業努力をしてもらおうようにどのような支援なり協議をしたのか。その辺があれば、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの今の地域おこし協力隊の考え方といいますか、先ほど私が申しましたように地域おこし協力隊のいろいろ課題がございますので、今いろいろ検討している最中でございます。また、国のほうで地域おこし協力隊については、例えば応募者が2週間から3か月、実際の地域おこし協力隊の業務に従事することができる地域おこし協力隊インターンを創設し、参加者の地域協力の活動に要する経費等について新たに特別交付税の措置とか、そういうものができましたので、それらを踏まえて検討してまいりたいと、もしそういうことができましたら今後は補正対応というように考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） サン・スポーツランド片添、これは遊湯ランド単体では温泉施設ということになりますが、これについては検証しております。ですが、ほかのサン・スポーツランド及び青少年旅行村、これがすごい集客があったもので、それで精算というか合算して計算しますと収益がそんなに極端というか欠損額はなかったの今回ちょっと見送らせていただいたということでございます。

ですので、温泉だけのことについてでございますのでなかなか協議といったら何ですが、そういう会議の場を持つんですが3施設ともなかなかいい集客に関する考えというか、いいアイデアはちょっとございませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問をいただいた何点かについてお答えをしたいと思います。

ます。

まず、地域おこし協力隊の件ですけれども、これはこのたびは新たに募集はかけていないというようなことになるんですけども、これはどのような経緯があるかという、やはり地域おこし協力隊というのは総務省から補助があつて、そして地域を盛り上げたいという人を募集をして地域のために頑張ってもらいたいという大変すばらしいものだと思うんですけども、ただ私が協議をする中で受入れ側のほうの問題があります。地域おこし協力隊で募集された方が周防大島町の役場で例えば働いていただくときに、役場のほうではこういったことをしてほしい、こういった事務的なことしてほしいんだというようなことでそのあたりのマッチングがうまくいかないというようなことで私も報告を受けております。そのような場合に、じゃあ一旦こちらのほうでもどのような受入れの体制を取ればいいのかということ今一度検討し直す、今一度受入れの環境をしっかりと整えた上で募集をかけていくというようなことがよいのではないかとこのふうな判断をさせていただいております。

ですので、こういった形ができますというようなことがあれば、すぐ再開をできるのかなというふうなことも思っています。ただいろんな検討事項があることは事実であります。

そして、もう一つ御質問をいただいたコロナの支援をできていないところがあるのではないかとこのころはまさに御指摘のとおりだと思います。議員御指摘の町外施設の方というようなこともありました。ただあのときはほかの町内在住の方が町外にお住まいになっている、そちらのほうで例えば支援金が出るというようなこともあるようなこともあったので、そのあたりはやはりしっかりとした調査が必要になってくるかと思っておりますのでそのあたりも含めて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 1点ほど質問をさせていただきます。

63ページの周防大島高等学校の支援金の減額の件でございます。ちょっと私、勉強不足の部分があったんですが、そういう支援費ということで給付金を出しておるということで大変いいことなんでしょうと思いますし、町外から来られる方が増えるということでいいことなんでしょうと思うんですが、この内容といいますか、通学支援の内容という、全く私も知らなかったんですが、個人への給付なのかどのようにして支援しているのか、分かる範囲でいいんですが教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 竹田議員さんからの御質問でございますけれども、周防大島高等学校通学支援費給付事業についてでございますが、こちらにつきましては概要につきまして配付さ

れております当初予算案の概要というところの17ページの中段に記載がございますが、周防大島高等学校に在学する生徒の通学費の一部について生徒の保護者に対して給付金を支給するというものでございます。

内容としましてはバスで通学する方、こちらの方につきまして定期券の購入費等につきまして年間5万円を上限に支給するというものでございます。

あと減額の理由につきましては今年度の実績でございますけれども、実績見込みによりまして当初予算では5万円の100人分を想定しておりましたが、実績見込みでは56人という実績でございまして、その辺に対する減額補正ということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結いたします。

討論、採決は次の本会議といたします。

---

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第10号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第12、議案第14号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第10号から議案第12号の補足説明をいたします。

まず、議案第10号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険税の減額、保険給付費等交付金、国民健康保険基金利子の増額によるものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費、国民健康保険基金積立金、病院事業特別会計繰出金の増額、特定健康診査等事業費の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算綴りの79ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,155万6,000円を増額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,711万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。87ページをお願いいたします。  
歳入から御説明いたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、普通徴収の世帯数・被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等に伴いまして、880万円を減額するものでございます。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、一般被保険者療養給付費の所要見込額の増に伴いまして普通交付金を1,080万2,000増額し、国保診療施設・設備整備分の交付申請額の確定により特別交付金を3,954万8,000円増額するものでございます。

5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増額でございます。

88ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、所要見込額の増に伴いまして1,080万2,000円を増額するものでございます。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして受診見込者数等の減に伴いまして993万円減額をいたします。

6款基金積立金は、財源調整のため113万6,000円増額をいたします。

89ページをお願いいたします。

7款諸支出金2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金申請額確定に伴い3,954万8,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

続きまして、議案第11号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入におきましては後期高齢者医療保険料、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算綴りの91ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,489万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,468万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

99ページをお願いいたします。歳入から御説明をいたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みによりまして 1,046 万 4,000 円を減額し、2 目普通徴収保険料は 638 万 9,000 円を減額するものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金は、県広域連合共通経費負担金の変更によりまして 36 万 6,000 円減額し、2 目保険基盤安定繰入金は県広域連合の実績見込みによりまして 767 万 1,000 円減額するものでございます。

100 ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金 36 万 6,000 円、保険基盤安定負担金 767 万 1,000 円、後期高齢者医療保険料 1,685 万 3,000 円をそれぞれ減額し、合計で 2,489 万円を減額するものでございます。

以上が、令和 2 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

次に、議案第 12 号令和 2 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明を行います。

補正予算綴りの 101 ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによります介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第 1 条で既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から 2 億 6,258 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 33 億 7,645 万 4,000 円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の 111 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みに伴いまして減額補正としております。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金 2 目地域支援事業交付金は、同じく事業実績の見込みによりまして減額補正としております。

3 目保険者機能強化推進交付金は、国が市町村に対しまして自立支援・重度化防止に関する取り組みを支援するために創設された交付金でございますが、312 万 7,000 円を計上しております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、今年度より国が市町村に対しまして介護予防・健康づくりに関する取り組みを支援するために創設された交付金でございますが、328 万 2,000 円を計上しております。

112 ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金は、実績見込みによりまして減額補正としております。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金も同じく減額補正としております。

2項県補助金1目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正としております。

113ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金、3目低所得者保険料軽減対策繰入金、4目その他一般会計繰入金は、全て実績見込みにより減額補正としております。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の減に伴いまして減額補正としております。

114ページをお願いいたします。

9款財産収入は、基金利子の増額に伴いまして増額補正としております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

115ページをお願いいたします。

1款総務費3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正としております。

115ページから116ページにかけて2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みによりまして2億800万6,000円を減額補正としております。

2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより減額補正としております。

2項その他諸費1目審査支払手数料も実績見込により減額補正としております。

117ページをお願いいたします。

3項高額介護サービス等費は実績見込みにより、4項高額医療合算介護サービス等費につきまして実績見込みにより、これにつきましては増額補正としております。

118ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費は、減額補正。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子でございます。

119ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みによりまして、減額補正としております。

2項一般介護予防事業費は、実績見込みにより減額補正としております。

120ページをお願いいたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金は、過年度精算に伴う国県への返還金とし

て増額補正としております。

以上が、令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

以上で、議案第10号から第12号までの補足説明を終わります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 次に、伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） それでは、議案第13号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の121ページをお願いいたします。

第1条に定めておりますとおり、既定の歳入歳出予算から1,261万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,669万7,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

131ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款県支出金1項県補助金1目簡易水道費県補助金において、浮島地区海底送水管布設事業補助金の交付額確定により、388万円を減額計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金においては、財源調整のため23万2,000円減額計上しております。

また、浮島地区海底送水管布設事業の事業費精算見込みにより7款町債1項町債1目簡易水道事業債を470万円、2目辺地対策事業債を380万円それぞれ減額計上しております。

続いて、132ページをお願いいたします。

歳出の1款簡易水道費2項事業費2目設備費10節需用費及び13節使用料及び賃借料は精算見込みにより減額をそれぞれ行い、14節工事請負費においては、浮島地区海底送水管布設事業の精算見込みにより1,231万8,000円を減額計上するものです。

また、2款公債費1項公債費2目利子においては、支払い利子の確定により減額計上するものです。

以上が、議案第13号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第14号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第

2号) について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算綴りの133ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算の総額から162万7,000円を減額し、予算の総額を8,203万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、主に新型コロナウイルスの影響による渡船使用料等の調整、会計年度任用職員人件費等の調整による補正並びに財源調整でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

141ページをお開きください。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料1項使用料につきましては、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少見込みによる各渡船使用料の減額でございます。

2項手数料につきましても、新型コロナウイルスの影響による減額でございます。

142ページ、3款県支出金1項県補助金につきましては、離島航路の新型コロナウイルス対策として、地域公共交通感染症対策支援補助金90万円の計上でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を31万5,000円減額し、財源調整をしております。

5款諸収入1項雑入につきましては、実績見込みによる臨時船員の雇用保険料自己負担分の減額でございます。

次に、歳出でございます。

143ページ、1款事業費2項事業費1目前島航路運航費につきましては、実績見込みによる会計年度任用職員の給料等の調整及び印刷製本費の減額でございます。

2目情島航路運航費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

3目浮島航路運航費につきましては、実績見込みによる期末手当、社会保険料等の減額及び旅費の調整でございます。

以上が、令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第10号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑はありますか。砂田議員。

○議員(7番 砂田 雅一君) 私も若干コロナ対策にも関わりながら、主に藤本町長にお伺いを



いたします。

昨年の5月6日の臨時議会、それから9月の定例議会でも私も若干発言をいたしましたけれども、前の町長、椎木元町長が次のコロナ対策はどういうことを考えておられるのかというふうに5月6日の臨時町議会で質問をされて、そのときにこういうふうに答えておられます。「もともと収入の低い方、所得の低い方がコロナの影響が大きく、そうした所得の低い方が一番大変なんではないかと思っている。住民税の非課税世帯とか、または国保の均等割の問題とかを次の段階で考えていきたい」というふうに表明されて、このときは住宅リフォーム助成事業も個人事業主の生活を助けるということで、これも併せてやりたいというふうに発言をされました。そのための財源についても触れておられます。「そういうことをするための財源は財政調整基金の取崩しとか国の地方創生臨時交付金が使えれば、ぜひとも使っていきたい」ということもこの5月のときに発言されました。このお考えを表明されたまま前の町長は辞められたわけですが、このお考えについては藤本町長はどういうふうにお考えか。その点をお伺いしたいと思うんです。

今のところこの最終的な補正予算でも来年の当初予算でもこの国保の均等割もリフォーム助成事業もまだよう見つけていないんですけど、しかし、この国保の均等割については1年後、2022年度から国は未就学児の国保税の均等割を減免するというのをもう閣議決定をしています。これはいうなれば、国が均等割の軽減を認める、認めるというか必要があるということをお認めたわけで、私はやはり機が熟しているのではないかと、県内でもいろんなところで既にやっているようですけども、こういう点から藤本町長はどういうふうにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 砂田議員より御質問いただいた点に関して、考えを述べさせていただきます。

この国保の均等割というのは国保の計算における割合、均等割、家族の人数に応じて税額、料金が変わってくるということに対してのどういうアプローチを取っていくかということであろうかと思うんですが、私も砂田議員が昨年の5月の議会、そしてまた9月の定例議会において椎木前町長と御質疑をされて協議をされたこと、私も記憶にございます。その中で当時の椎木前町長がちょうどコロナウイルスの対策に当たってリフォームの事業ですとか、そして影響が多い人、主に収入が低い人に対しての子供の均等割を解いていくということを検討するというをおっしゃったのを私も記憶にございます。

そのような中で私も町長に就任させていただくに当たって、椎木前町長のどういった思いでおられたのかということで国保の均等割の可能性について少しお話もさせていただきました。これは私も共通しておったのが、子育て支援を充実させるという意味での子供の均等割を減免してい

くということはとてもいいことなんです、やはり財源が必要になってきます。確かに子育て支援ということでは大変大きなインパクトがあるところなんです、やはりその財源をいかに確保するか、そしてそれがいざ周防大島町で行った場合にどのくらいの費用がかかるのかということも実際に検討してみなくてはなりません。そして、今、私もさっと調べただけなんです、まだまだ他の市町においてもまだ進みがしておらないので、各市町の動向もしっかり見ながら進めていきたいということであるんですが、砂田議員、先ほどおっしゃったように2022年から国が厚生労働省のほうで未就学児の均等割の減免をもう発表というか閣議決定をされているということですので、そのあたりもしっかり踏まえて調査と検討を進めさせていただきたいというところがあります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（7番 砂田 雅一君） そのときも財源についても若干議論はしたんですけども、今もし分かれば、仮に未就学児の均等割を0にするというふうにした場合のどれぐらいの財源が必要なのか、もし試算をしていれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 砂田議員さんの子供の均等割の軽減についてでございますが、均等割額の合計で言いますと150万円と試算しております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（7番 砂田 雅一君） まだ県内でこの均等割をやっている市町というのは数が少ないわけですけども、しかし、地方6団体、都道府県知事会だとか市町村長会、これらの地方団体はこぞって国に対して均等割そのものを止めるべきだと、収入もないのに税金を取るといのはおかしいじゃないかということで、国が1兆円の財源を出してでもこの均等割はやめるべきだということはもう言っているわけです。やっぱりそれを来年といいますか1年後から、2022年度からもう国は未就学児まではそれやっけいこうと、ただいろんな市町村には年齢制限がまちまちで、18歳までの子供たちの均等割は減免しようと、それは半額減免するところもあるし、全額軽減するところもあるとまちまちでもあるわけですが、やっぱりそれは必要だというのは地方からはかなりの声が上がっているわけですから、やはりそういう意味で、そういう意味でというのは元の町長が言うように所得の低い方々を救うという、そういう福祉政策としてでも検討していただくことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。再度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんから昨年のコロナ給付金で国保の子供の均等割に対して給付金を出したかどうかとこういった議論があったことも当然の話なんです、そしていろんな地方6団体も含めてですけども、いろんなところからこの均等割というのをなくすべき

だという声が上がっているのもこれも事実でございます。

ただし、少しここは理解をしておいていただきたいんですが、令和4年、2022年の4月から国は国保制度を変えて子供の未就学児の均等割を半額にしたい、やめるんじゃないかと半額にしたいという思いを今持っておる、これは事実です。ですが、現段階では子供の均等割を削減をする、なくすということについては国の見解はこの国保制度そのものの制度設計をはじめからやり替えなければできないというのが今の国の見解です。ですから、そこはいろんな意味で均等割をなくすほうがいいというのは正しい意見なんですが、国の国保制度としてはそういう形で今運用をされているということをまず理解をしておいていただきたいというふうに思いますし、私たちがこの国保の均等割世帯に対してコロナの給付金をと、こういう議論に対していろいろ内部でいろんな調整は当然してまいりましたし、非課税世帯に対してどうするかということも当然検討してきました。

それぞれステージで昨年5月の段階、それから第2波といわれた段階、そして第3波の段階で給付金の考え方がそれぞれも変わってきておりましたので、5月の段階ではまず所得の少ない人に出したらどうかという議論が確かにあったのも事実です。第2波の段階では新しい生活様式を踏まえてどう対応すべきかという考え方、第3波になるともう今度は実際にコロナのワクチンをどうしていくかと、こういう議論が現実にはされてきたわけですので、それぞれのステージで変わってくる。今後、新年度以降にまたコロナの給付金について議論していく段階では、今度はどういう対応をしていくかということはこの1年間の経験を踏まえて考えていくということになると思いますので、そのところは国保の制度として、そして砂田議員さんがおっしゃるのは確かに正しい見解ではあるんですが、制度としては現段階ではそういう形になっているということも少し御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

暫時休憩をします。2時10分まで。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第10号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議案第14号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、次の本会議といたします。

---

### 日程第13. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第15号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） それでは、議案第15号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に500万円を追加し、8億3,806万9,000円とするとともに、既定の支出から163万4,000円を減額し、8億1,723万7,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。

収入につきましては、人事異動による人件費の調整に係る増額分を補てんするため、2目他会

計補助金の1節一般会計繰入金500万円を増額するものです。

支出につきまして、2目配水及び給水費の3節賞与等引当金繰入額は、人件費の調整、12節備用品費は、量水器購入費用の精算見込に係る減額をそれぞれ行うものです。

続きまして、3目総係費の2節手当は、管理班分時間外勤務手当の増額、3節賞与等引当金繰入額は、人件費の調整、18節委託料は、令和2年4月から外部委託した窓口業務に係る水道料金システム改修のため増額するものであります。

1ページに戻っていただきまして、続いて、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、人件費の補正に伴い増額するものです。

続いて、第4条の他会計からの補助金では、一般会計繰入金を500万円増額し、4億422万1,000円とするものです。

なお、3ページ以降は附属資料を添付しております。

以上が、議案第15号令和2年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

---

#### 日程第14. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第16号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第16号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の事業費を2,617万1,000円補正し、14億1,190万6,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に9,888万8,000円を追加し、10億3,650万9,000円とするとともに、既定の支出に1,513万3,000円を減

額し、8億2,262万円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益3目長期前受金戻入3節一般会計補助金、4節負担金等及び5節受贈資産評価額については、減価償却見合分の計上誤りがありましたので、合計9,888万8,000円を追加するものです。

支出につきまして、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費の14節委託料では、脱水汚泥処分等精算見込により549万7,000円の減額を、20節動力費は、処理場の電気料の精算見込により600万円の減額を、3目総係費では、人件費の調整に係る減額を行い、2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息では、精算見込により330万円を減額するものです。

1ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入に6,969万6,000円追加し、15億1,518万9,000円とし、既定の支出に2,617万1,000円追加し、17億3,962万3,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債では1,000万円を追加し、2項補助金1目国庫補助金1節公共下水道費補助金では1,715万円を追加するものですが、国の3次補正及び事業費確定に伴うものでございます。

また、3項負担金1目負担金1節下水道受益者分担金では、下水道受益者分担金の実績により111万3,000円を追加し、2節下水道事業県負担金では、下水道事業に伴う県からの負担金及び補償金が確定しましたので、4,143万3,000円追加するものです。

支出につきまして、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費14節委託料では、精算見込により3,000万円の減額を、18節工事請負費では、国の3次補正に伴い2,000万円の追加を、23節補償費では、精算見込により180万円の減額を、24節負担金、補助及び交付金では、県代行事業の町受託工事の精算見込により4,200万円の追加を、2目処理場費9節備用品費では、久賀大島浄化センターの消耗品91万2,000円を減額、3目固定資産購入費1節用地購入費では、精算見込により70万円減額、4節その他購入資産では、久賀大島浄化センターの備品購入費241万7,000円を減額するものです。

2ページに返っていただきまして、第5条の企業債では、特定環境保全公共下水道建設改良事業を1,000万円追加し、企業債の総額を9億5,170万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、先ほど説明いたしました人件費の調整に係る減額を行うものです。

なお、5ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第16号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

---

#### 日程第15. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第17号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第17号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第6号）の補足説明を申し上げます。

令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、橘医院の入院診療休止による業務量の減少、特別交付税の確定、事業費の確定に伴う新型コロナウイルスに関連する補助金やその他の補助金の確定により補正するものでございます。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、橘医院の入院診療休止に伴い、病院患者数を入院で1,753人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数を補正しております。

(9)の主要な建設改良事業について、それぞれ事業費の確定により、病院改築工事については1,219万9,000円減額補正し、合計1,295万8,000円に、医療機械器具及び備品購入については2ページをお願いします。

720万9,000円減額補正し、1億4,748万3,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少、特別交付税の確定、調整交付金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定、新型コロナウイルス感染症関連補助金の増加、病床機能再編支援補助金の交付、過年度奨学金返納等によ

る特別利益の増加等により、3ページを御覧ください。

収入合計で1,362万7,000円減額補正し、50億1,665万2,000円を見込んでおります。

支出につきましては業務の予定量の減少に伴います材料費の減、看護学校の奨学金受給学生減少による奨学金の減、新型コロナウイルス関連補助金を財源とした整備事業費の確定により、支出合計で1,361万4,000円減額補正し、50億1,661万1,000円を見込んでおります。

4ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は企業債では建設改良費の事業費確定に伴う減額、支出金では器械備品整備に対する調整交付金、国民健康保険保険給付費等交付金、新型コロナウイルス関連補助金の交付による減額、収入合計で1,645万9,000円を減額補正し、収入合計1億6,033万6,000円としております。

支出につきましては、先ほど収入でも触れましたが、事業費確定による建設改良費の減少により、5ページを御覧ください。

1,940万8,000円を減額補正し、支出合計9億5,944万7,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の減少、補助金を財源とした整備事業費確定により6,120万円を減額補正し、合計8,860万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費合計で95万円減額補正し、28億9,001万2,000円としております。

内容としましては、地域外来・検査センターの検査日数実績による減額や職員の異動に伴う手当の減額となっております。

6ページを御覧ください。

第7条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金の事業費確定、国民健康保険保険給付費等交付金の交付により5,399万8,000円を増額補正し、15億2,143万1,000円としております。

第8条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で559万4,000円減額補正し、6億5,503万1,000円としております。

附属資料といたしまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第17号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第6号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。



○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、7ページにその他補助金というのがありますが、3病院について、たくさんあると思いますので、もう例示で結構なんで、こういった補助金がありますよということをちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

その他の補助金についてでございますけれども、東和病院につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金で、例えば新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関に指定されていることもありまして、入院医療機関としての医療体制確保等の支援事業補助金、また、インフルエンザ流行期における発熱外来患者診療体制確保事業の補助金が、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金が、また、コロナ関連以外においては、令和2年4月に15床の許可病床の削減をしておりますが、稼働病床の8床に係る病院機能再編支援補助金として1,641万6,000円の増額によりまして、合計5,707万1,000円の増額を予定して2億159万6,000円を見込むものでございます。

橘医院につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金として、医療機関、薬局等の感染拡大防止等支援事業補助金が228万8,000円の増額、インフルエンザ流行期における発熱外来患者診療体制確保支援補助金が51万1,000円の増額、また、コロナ関連以外では、令和2年4月に36床の病院から19床の有床診療所への転換により17床削減していることから、病院機能再編支援補助金として3,739万2,000円の増額によりまして、合計4,019万1,000円の増額となり、4,498万1,000円を見込むものでございます。

大島病院につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金として、医療機関、薬局等の感染拡大防止等支援事業費補助金が481万5,000円の増額、また、コロナ関連以外においては、看護職員の特定行為研修に係る山口県看護職員確保対策事業費補助金が26万6,000円の増額、合計で508万1,000円の増額になり、3,541万2,000円を見込むものでございます。

東和病院のちょっと金額を言い漏らしておりましたけれども、東和病院の入院医療機関としての医療体制確保等の支援事業補助金が3,854万4,000円の増額、インフルエンザ流行期における発熱外来患者診療体制確保事業補助金が1,344万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金が実績に基づき1,133万6,000円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するにコロナ対策と病院再編に関する補助金ということで、全体予算の規模としては、歳入も歳出も減額ということで規模は下がっている中で、補助金はそういったコロナ感染とか対策とか出た補助金なんでもいいと思うんですが、もう一つ、他会計補助金というのがありますけど、これは5,399万8,000円の増額ということで、予算全体が単純な話、予算が全体が縮小する中で他会計からの補助金というのは繰入金だと思うんですが、それが増えているというのは、要するに赤字が増えたというような理解でよろしいのかどうか、ちょっとその辺を分かりやすく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問ですけれども、他会計繰入金につきましては、特別交付税、普通交付税、病院があることによりまして不採算地区病院、公的病院等の助成による経費として一般会計から繰入れていただいております。

また、再編交付金の医師の報酬等に伴うものとして一般会計から繰入れていただいておりますけれども、それは、今回290万円の実績に基づいて290万円の減額をしております。

あと、国保特別会計からの繰入れで、これは、医療機器等の整備によって補助金を入れていただいております、赤字ということで増えたものではないということでございます。国等、県等から入れていただいている交付税分を一般会計から繰入れていただいておりますので。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

---

#### 日程第16、議案第18号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について補足説明をいたします。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

本議案は、令和2年12月12日に施行された公職選挙法の一部を改正する法律により、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、町村議会選挙及び町村長選挙における選挙運動

費用の公費負担の対象が市議会及び市長と同様のものに拡大されたことに伴いまして、周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動費用の公費負担について必要な事項を条例で定めようとするものであります。

それでは、条例の要点を御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的規定で、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に必要な事項を定めるとしております。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車の公費負担について規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担の対象と金額の上限について規定しており、供託物（町議15万円、町長50万円）が町に帰属する（没収される）こととならない場合に限り、6万4,500円に立候補の届出日（告示日）から選挙の期日（投票日）の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるとしております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について規定しており、公費負担を受けようとする候補者は、事業者等と有償契約を締結し、締結したことを町選挙管理委員会へ届け出ることを義務付けしております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続についての規定で、公費負担額については有償契約の種類ごとに号建てで規定するとともに、事業者等からの請求に基づき事業者等に対し支払うこととしております。

第4条第1号は、タクシー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した場合の1日当たりの上限額について、1日1台に限り6万4,500円としております。

同条第2号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約で、自動車の借入代、燃料代、運転手の報酬についてそれぞれ個別に契約した場合の1日当たりの上限額を規定しており、選挙運動用自動車の借入（リース）契約の場合は1日1台に限り1万5,800円とし、選挙運動用自動車の燃料代の契約の場合は1日7,560円とし、選挙運動用自動車の運転手の雇用契約の場合は1日1人に限り1万2,500円としております。

第5条は、選挙運動期間中の同一の日に第4条第1号の契約と第4条第2号の契約のいずれもが締結されている場合の取り扱いについて規定しており、いずれか一つを候補者が指定することとしております。

第6条から第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担について規定しております。

第6条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担の対象と金額の上限について規定しており、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、第8条で規定する選挙運動用ビラの作成の上限単価に、公職選挙法に規定する当該選挙の選挙運動用ビラの頒布の上限枚数、これは、町長が5,000枚、町議が1,600枚でございますが、この上限枚数を乗じて得た金額を上限に無料

で作成することができるとしております。

第7条は、選挙運動用ビラ作成の契約締結の届出について規定しており、公費負担を受けようとする候補者は、事業者等と有償契約を締結し、締結したことを町選挙管理委員会へ届け出ることを義務付けしております。

第8条は、選挙運動用ビラを作成した場合の公費負担額及び支払手続について規定しており、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、1枚当たり7円31銭を上限とする選挙運動用ビラの作成単価に、その作成枚数を乗じて得た金額を、事業者等からの請求に基づき事業者等に対し支払うこととしております。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について規定しております。

第9条は、選挙運動用ポスターを作成した場合の公費負担額の対象と金額の上限について規定しており、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、第11条で規定する選挙運動用ポスターの上限単価に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額を上限に選挙運動用ポスターを無料で作成することができるとしております。

第10条は、選挙運動用ポスター作成の契約締結の届出について規定しており、公費負担を受けようとする候補者は、事業者等と有償契約を締結し、締結したことを町選挙管理委員会へ届け出ることを義務付けしております。

第11条は、選挙運動用ポスターを作成した場合の公費負担額及び支払手続について規定しており、1枚当たりの作成単価を525円6銭とし、これに当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に選挙運動用ポスターの作成企画費分2万2,000円を加え、その金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を1枚当たりの上限単価としております。

これに、当該選挙のポスター掲示場の数を上限とする選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を事業者等からの請求に基づき事業者等に対し支払うこととしております。

第12条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な様式等について町選挙管理委員会が別に定めることとしております。

附則第1項は施行期日を定めるもので、令和3年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項はこの条例の適用規定で、令和3年4月1日以降に選挙の期日が告示される町議会議員、町長選挙から適用されることとしております。

何とぞ、慎重なるご審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第18号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ただいまの説明で、今、副町長がビラの単価「7円31円」とおっしゃいましたが、これは読み間違いでよろしいのかということと、ポスターとビラに関して

公費で負担していただく。とてもありがたいんですけども、これによると後払いということになるんだろうと思います。先払いでポスター等作成する、先払いでないと作成しない業者等もあるんですが、こういった場合は公費負担の対象とならないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） まず、今の補足説明についてですが、8条の関係です。「7円51銭」が正しいということでございます。

それと、先払いができるかというお話についてですが、ポスター等につきましては、10条の規定がございますので、費用は町から候補者に支払うものではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を当該候補者が町選挙管理委員会に届出をし、当該契約者等が町へ請求するものとなっておりますので、その間の先払いとかいうのはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御説明では、選挙の環境整備というような目的ということでしたけど、その前には、議員のなり手不足対策というのがあるんじゃないかと思うんですが、そういうことでよろしいのかどうか、それと、この制度を施行することで候補者1人あたりでどれぐらいの予算が必要になるのか、その辺をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問でございますが、まず、目的につきましては、候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることでより多くの人の立候補意識を高め、立候補しやすい環境整備を目指すため、選挙公営の対象拡大に伴う措置としてこういう制度が導入されたと考えております。

また、候補者1人あたりの公費負担予算額につきましては、周防大島町の議会議員選挙では47万2,641円で、周防大島町の町長選挙につきましては49万8,175円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） たくさんの人に選挙に出ていただけるように、今、環境整備といったけど、要するになり手不足対策と。無投票のところもほかの自治体では多いんで、そういうことにならないように出やすい環境をつくらうということだと思んですが、47万2,000円必要だということは、例えば15人ぐらいで選挙、今現状ですと700万円ぐらいの予算が必要になると。

なり手不足対策として、本町の場合、今、条例改正をして、前回の選挙で17人の候補者が出

ました。現状、なり手不足対策が必要なのかというと、特に必要性は考えられないと思いますけど、それでも、ここで条例を整備して700万円ぐらいの公費負担が必要になる制度改正が果たして必要なかどうかというのは、ちょっと疑問があるんですが、それでも、やはり今現時点で条例制定が必要だというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 今、田中議員さんの御質問でございますが、なぜ今、公営制度を設けるのかということでございますが前回の選挙については、やはり田中議員さんが言われたように多くの方が立候補していただきました。

ただ、しかしながら、そうは言っても、やはり選挙でいろいろ経費もかかります。私どもといたしましては、やはり幅広い世代の方に立候補していただくとともに女性の議員さん、そういった方、幅広い分野での立候補のしやすい環境を整えたいということで、今回、条例のほうを上程させていただきました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私も悪いというわけじゃないですが、だけど、より多くの人に出ていただくことは、それは歓迎すべきというかいいいことだと、その対策としてこの制度を設けることはいいんですが、一方で、700万円、そういった大きな予算が必要になるということですので、やはり町民の皆さんに理解をしてもらわんにゃいけんと。

そのときに、公費の手当をする前に、今、公職選挙法で規定されていますけど、選挙公報のこととか議会改革も含めてそういったことをやって、その上で選挙公営を拡大するというのがやはり順序というか筋じゃないのかな。そうしないと、私は町民の方の理解はなかなか得られにくいのかなというふうに思いますが、それと供託金が今度は発生するわけですから、逆に、今、幅広くと言われても、今度は15万円供託金が必要になるということになると、そこで逆に壁をつくってしまうのではないかなと。

現状、定数を超える候補者が出る現状がずっと続いている中で、あえて、今、この時点でそういう選挙公営の対策を打つ必要があるのかどうか、そこは、もうちょっと法改正があったから条例制定するというような受け取り方に見えるんで、そうじゃなくて、本当に、今、なり手不足対策が必要なのかどうか。公費を伴うことだからもうちょっと慎重な議論と町民の方に対する説明責任なり対策というものが、まず、やるべき対策というのが必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺について何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員さんからの御質問でございます。供託金のことも少し御質問いただきましたんで、参考までに、供託金については、議員選挙においては、有効投票者数の

それを議員定数で割った、そのポスター掲示場の数に、その10分の1ということで、参考までに、前回の町議選で供託金の没収の対象となる有効投票数が1万1票で定数が14の、その10分の1なんで71票ぐらいが供託金の没収ということになっております。

したがいまして、前回の選挙においては、そういった候補者はいないというようなことになります。

ただ、先ほど田中議員さんから、いきなり条例制定というんじゃなくて、やはりプロセスとかそういった住民の方に説明責任があるんじゃないか、おっしゃることは当然理解できます。

ただ、先ほども申し上げましたが、前は多くの候補者をいただいておりますけど、先ほどと一緒にの答弁になるんですが、幅広い方々に議員としての職務、そういった分に興味を持っていただくと同時に幅広い世代の方にいろいろ立候補していただきたいという思いがありますので、ただ、今後は広報等で周知のほうをしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

質疑が終了しましたので、議案第18号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会へ審査を付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第19号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第19号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例等の一部改正について、補足説明をいたします。

本議案の改正点といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、特例基準割合が、延滞金特例基準割合の名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことによる関係条例の一部を改正するものであります。

第1条で周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例、第2条で周

防大島町公共下水道受益者分担に関する条例、第3条で周防大島町農業集落排水処理施設受益者分担に関する条例、第4条で周防大島町漁業集落排水処理施設受益者分担に関する条例を改正するものでありますが、同様の改正でありますので、新旧対照表15ページの周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正で一括して御説明をさせていただきます。

平成24年3月9日条例第6号（延滞金の特例）附則第2項中、特例基準割合（当該年の前年に）を延滞金特例基準割合（平均貸付割合）に改め、租税特別措置法の次に（昭和32年法律第26号）を加え、の規定により告示された割合をに規定する平均貸付割合をいう。）に改め、（以下この項において特例基準割合適用年という。）を削り、当該特例基準割合適用年をその年に、特例基準割合にを延滞金特例基準割合に、に改めるものでございますが、割合自体に変更はございません。

なお、附則第1項により、この条例は、公布の日から施行いたします。

附則第2項（延滞金に関する経過措置）といたしまして、令和3年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によるものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第19号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第18. 議案第20号

### 日程第19. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第20号周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてと日程第19、議案第21号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正についてを一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第20号及び議案第21号につきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第20号周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてであります。

昨年6月定例議会におきまして、日良居保育所の民営化について行政報告を町長がいたしました



たが、日良居保育所は、平成24年度から特定非営利活動法人しらとり会を指定管理者として運営しておりまして、今年度9年目を迎え、指定管理期間も今年度末で終了することとなっております。

日良居保育所は、指定管理に移行することによって、町立保育所では実施できない延長保育も実施しており、既に私立と同等の保育を行っております。

また、入所児童数も当初より定数を満たしており、経営状況も黒字が続いていることから、令和3年3月31日をもって町立日良居保育所を廃止し、令和3年4月1日より私立保育園として開園するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正についてであります。

議案第21号は、周防大島町在宅老人デイサービスセンターのうち、デイサービスセンター文珠苑・高塔苑・油田苑の3施設を廃止するための改正であります。3施設は、平成17年度から周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っている施設であります。人口減少により利用者の減少等により、運営が厳しくなっております。

町社協より利用施設の集約等による見直しを行い、令和3年度から3施設の指定管理を辞退したい旨の申出があり、町といたしましては、引き続き管理運営できる団体が町内外にないことから、令和3年3月31日をもって3施設を廃止するため、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正をするものであります。

以上が、議案第20号及び議案第21号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

議案第20号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 保育所の土地に関する権利義務がどうなるのか、それと、これで土地がどうなるかにもよるんですけど、日良居保育所というものに対しては、町からもう一切手が切れるということによろしいのかどうか、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんから、日良居保育所の土地等についてはどうなるのかということでしたが、町立の段階では、白鳥八幡宮さんからの借地ということで、土地については町のほうで借りて運用していたということになります。

4月に民営化をした段階では、今回、保育所のほうを運営をいたします特定非営利活動法人しらとり会とその土地の所有者である白鳥八幡宮さんとの協議によってどうされるかという形にな

るんだろうというふうに思っております。

完全に民営化後は、町としての手が離れるかということでございますが、基本的には私立の保育所ということになりますので、町として例えばこれまでは修繕とか指定管理の段階では、例えばしらとり会が雇い入れる保育士を同時保育というような形でこの指定管理というのを進めてきた経緯もございますが、そういったことはこれからはなくなるというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今度は民営化で手が離れるということなんですけど、一応、現状はやはり公共施設なんで、今後、このNPO法人が運営していくということについて、もちろんそれに立ち入るといことじゃなくて、一定の、今は公共施設なんですから、NPO法人がきちっと経営してくれる、継続性があるという前提で手を離すということだと思いますので、一応、そのNPO法人の継続性ということにちょっとお尋ねしておきたいと思いますが、現状、役員の構成とか、たしか最初、指定管理に入ったときは役場のOBの方とかが役員に入られて実務をやられていたと思いますけど、要するに何を懸念するかといたら、代表者、役員の方が業務を兼務されて、兼任されているという場合に、例えば特定の役員の方に事故の、そういう役員の方に事故があった場合に事業の継続が図られるのかどうか、そういうことが懸念されるので、いや、そうじゃありませんと、今、役員体制は、例えば代表者の方が欠けても代わりの方で、その保育園を運営する能力がありますとか、その辺をちょっと御説明いただければと思いますけど。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんがおっしゃるのは、多分ですが、指定管理に移行した当初に、役場のOBの方を例えば園長代理というか園長のような形で運営してきた経緯がある。また、役員についても数名の方が元役場のOBの方であったと、こういったことを懸念をされておっしゃっているんだろうと思いますが、それは、実際のいわゆる町立から指定管理、9年前に指定管理に移行するときに、先ほど申し上げたように、同時保育という形で町立保育所で雇い入れる保育士を雇って、9か月間町が雇って、そして運営をしていただく。

ただし、そう言いながらも現実問題として、やはり今まで保育園というものを運営してきていない方がやるのは難しいということで、2年ばかり元園長であった方を園長として雇って運営をしてきたと。

その後は、現在のNPO法人の代表者の方が園長としてやられてきたと。こういうことになりますので、今は当然役員構成も変わってきておりますので、全く元役場のOBだからいいか悪いかというのは、私はちょっと何とも言い難いんですが、いわゆる日良居地区の地域の方が役員に入られているというふうに私は承知をしておりますので、今後、例えばですが、現在の園長をN

PO法人の代表者の方が何らかの事情で事故等で欠けたときに園が継続ができるかどうかというのは、これは大変申し訳ないんですが、役場がそこを考えるんじゃないくて、それは法人の中でやはり理事会、役員会があるわけですから、それはそこで考えてもらわないと、役場が、事業継続性を今ここで私が担保できますということは、ちょっと申し上げるのは非常に厳しいのではないかなというふうに思いますので、あくまでも、もうNPO法人として9年間の指定管理をやってきた実績があるわけですから、それは、民営化後は、やはり役員会の中で考えていただきたいというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません、ちょっと誤解があるようなんですけど、私が言うのは、この先、NPO法人の、さっきも言いましたけど、経営に立ち入れということじゃありませんし、NPO法人が法人としての事業継続性があるかどうかを、この時点で担保しろと言っているわけではなくて、現状でやはり公共施設なんだからきちっとした団体が、今の団体がきちっとしていないというわけじゃないです。きちっと将来も継続していただけるような団体に、今回は譲渡すると。

そこで、例えば1年、2年で辞めますよというような団体には当然渡せないわけですから、そこはちゃんとやっていただける団体ですよと、そういう役員構成になっていますよねということをお尋ねしたんで、これは、私自身の経験であるんですけど、私もNPO法人の理事長をやって、自分が職員であって、結局、私が倒れたら後が代わりにやってくれる人がいなかったというような法人も、駄目な法人もありますので、そういう法人じゃないですよと、役員構成も業務の負担分担というんですか、そういったものもきちっとした団体ですよと、そこは確認されて渡すんですよということをちょっと確認したかっただけなんで。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 9年間の指定管理の実績できちんとした、民営化後もきちんとして保育を実施していただけるきちんとした団体だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議案第21号に関してですけれども、一つは、今利用している方がそれぞれ何人ほどいられるかということと、その人たちが今後どこで利用を受け入れることに

なるかということ、また、この3施設、デイサービスセンターとして使われなくなった後の施設というものは、どのように管理していくことになるのかということをお教えください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員さんから大体どれぐらいの利用者がいて、その人たちはどういう形でサービス継続をしていったと、第1点はそういう御質問であったというふうに思いますが。

申し訳ないんですけど、デイサービスですから、その都度都度で、人数は当然変わりますのであれですが、平均的に1日あたりの平均では、3施設ともに大体4人程度であったというのが実情でございます。

ここは御理解いただきたいんですが、私たちがこういう事業所を廃止という申出を受けた段階で、一番考えないといけないのは、それまで当然利用していた方がそのサービスを、例えばデイを使っていた人がデイが使えないとか、ほかの代替のサービスが使えないと、これが一番困るわけですから、当然、そこは、デイサービスなり他のサービスの代替というものを、その事業所に対しては私たちは求めていっております。

その対応ができないと、どうぞというような話ではできませんので、それは当然求めておりますので、その対応は全て終わっているというふうに私は聞いております。

ただ、申し訳ないんですが、個々、個別の方がどこの事業所行ったとかというのは、今、持ち合わせておりませんので、そこはお許しをいただきたいというふうに思います。

今回、この後どういう活用をされるかと、こういう議論であったというふうに思いますが、今回は、デイサービスの廃止をさせていただきたいという条例改正を出させていただいておるわけですので、この段階で跡地を何に使うというのは、大変申し訳ないんですが申し上げることはできないということになります。

当然、廃止条例が可決をされれば、普通財産という形になります。行政財産から普通財産という形になりますので、その段階で例えばですが、今後、例えばその地域で活用したいとか、もともと社会福祉協議会が管理運営していたわけですから、例えば地域のサロンで活用したいとかそういう申出があれば、町としては、当然そこは検討していくという形になるということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、その指定管理者の赤字経営が理由で廃止するということなんですけど、これは、公共施設でありますので指定管理者の赤字経営というのは、私は廃止の理由にならないんじゃないかなと思うんですけど、町として、もしこれは利用者の、今4人とか

というのがありました。町としても、これは経営の話とは別に、町として公共施設としても存続させる必要がないから廃止するというのなら仕方ないというか、そういう理由も今、いろんなところから出てきていますからあるんかもしれませんが、指定管理者が赤字だから廃止しますというのはちょっと乱暴なような気がしますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 指定管理者が赤字だから町営のデイサービスを廃止をするという事は少し乱暴な対応ではないかと、そういう御質問だろうというふうに思うんですが、少し経緯を理解をしておいていただきたいと思います。

今回、文珠苑と高塔苑というのは、大島の沖浦地区と三蒲地区にある施設、それから油田苑というのは、油宇にある施設です。そういうことで、ちょっと文珠苑と高塔苑の話をさせていただくと、平成6年度に旧大島町でそのときのサテライト、要は本体は中心のここに、この小松・屋代地区に中心のデイがあって、サブのデイとしてつくった、これは平成6年につくっております。

そして、介護保険事業が平成12年に介護保険というものがスタートしたと。そして、合併後、平成17年、平成18年にかけて指定管理という制度がはじまって、その段階で、ですから平成6年の段階から全てこの施設については、社会福祉協議会が運営をしてきた。ですから、当然指定管理も非公募で社会福祉協議会にお願いをしてきたと、こういう実は経緯があります。そういう状況ですから、当然社会福祉協議会がこの施設を運営するという形が、ずっと設立当初からですね。つくった当時からこういう経緯が、この後に指定管理案件が出ますが、全てそういう状況でございます。ですから、そういう状況の中で、じゃあ、なぜ今回社会福祉協議会が赤字となったと、なるかなということをお願いかといいますと、少し話が難しいんですけど、社会福祉協議会も平成16年の10月に合併をしております。同じときに合併をいたしました。その段階で、社会福祉協議会が平成17年から平成20年の4年間ぐらいで、いわゆる介護保険事業で約6,200万円の赤字を出すという状況になりました。そういう状況で、本来取り崩してはいけないと言われておるボランティア基金を、1億3,000万円取り崩しを行いました。そういう状況で、実際にはボランティア基金というのは果実運用ですので、取り崩してはいけないということになっておまして、県の厚政課から監査でそういう指摘を受けて、社会福祉協議会としては返したいということは申し上げておるんですが、現段階で返していないという状況でございます。昨年の末の社会福祉協議会の現金預金は1億2,500万円と、こういう話です。ということは、1億3,000万円取り崩して、本当は1億3,400万円ぐらいあるんですが、ということは、現実には、それを取り崩していなかったら1,000万円ほど既に赤が出ているというのが、社会福祉協議会の現実の運営状況なんです。少し話が難しいんですが、合併後、社会福祉協議会全体では2億4,300万円程度の赤が出ております。そのうち1億5,000万円をも介護

保険事業で赤を消してきて、要はプラスを出して、社会福祉協議会全体の現金預金の減少は9,300万円に抑えていると、こういう状況なんです。ですから、今申し上げたように、1億5,000万円の介護保険事業の黒で社会福祉協議会の赤を消してきたわけですから、介護保険事業の赤が今後も続くという状況になれば、社会福祉協議会は今でさえ既に崩してはいけない基金を崩して運用をしておるわけですから、当然もっとも赤がかさんでくるということになるわけです。ですから、その部分の赤を消すということが、社会福祉協議会の改革につながるということなんです。ですから、社会福祉協議会の改革として、あくまでも社会福祉協議会を全体をどうやって運営していくかという中で、今回、デイサービスというものを廃止せざるを得ないという状況が社会福祉協議会としてはあった、運営ができないという状況がそこまで来ているという状況なんです。ですから、そこをまず御理解を頂かないと、現実のこの状況というのが分かっていただけないだろうと思います。

それから、少し申し上げておきますが、こういう介護施設というのは、市場原理とかいうような形で行っておりません。あくまでも介護ですから、人が人をどうやって支えていくかということですので、各事業所はそれぞれ一生懸命に人員を確保して運営をしておるわけですから、その他の事業所の運営を圧迫するようなことも当然あってはならない。逆に、他の事業所から利用者を引っ張ってきて、そこを埋めるようなことは当然できませんし、また逆を言えば、じゃあ、町外から業者を連れてきたらどうかという議論もあるかもしれませんが、当然そんなことはできないわけです。それは、何をもちて私が言っとるかというのは、1年前の病院の改革というところで、介護医療院をつくるという段階で、全ての特別養護老人ホームが民業圧迫だといって反対をしたという経緯が1年前にあったらだろうと思います。ですから、やはりあくまでも町内の高齢化というものを今、支えていただいとるわけですから、そこについては、やはり町内の事業所、全ての事業所がうまく回るように、そして、高齢化を支えていく事ができるようにしてあげるのが私たちの仕事ですので、そこはそのように御理解を頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 熱のこもった御答弁ありがとうございました。いや、私が言うのは、社会福祉協議会目線の議論ではなくて、町として、公共施設なんですから、経営は別にして、残すべきものは残さなきゃいけない、維持しなきゃいけないものは維持しなきゃいけないんじゃないかと。そこへ社会福祉協議会の経営の理由を持ってくるのは、ちょっと乱暴じゃないんかということをおし上げておるんで、これは健康増進というよりは全体の問題だと思うんですけど。

ちょっと今回も廃止とか出ているんで、ちょっとここで聞いときますけど、いきなり条例改正

で廃止しますというのは、やり方としても、デイサービスが云々というよりは、手法として、プロセスとして、いきなりここへ条例改正で廃止しますというんじゃなくて、条例を出すのであれば、議会へ出すのであれば、まず全員協議会なりで説明が普通あると思うんですけど、それもなく、いきなり出てきたと。その理由が社会福祉協議会の経営だと、赤字経営だというんじゃ、ちょっとあまりにも乱暴だし、私は、本町には今のところありませんが、ないと思いますけど、重要な公共施設の指定条例というのがあるべきではないのかなと。そうしないと、ほかにもこうして公共施設を廃止するときに、バーンといきなり条例改正が出てくるということになってきますので、ちょっとそういうプロセスのことで、あまりにも乱暴じゃないんかというふうに申し上げたんですけど、その辺は町長さんに答えてもらったほうがいいかもしれませんので。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御質問頂いた件に関しまして、一連のデイサービスの拠点公共施設であるにもかかわらず、その利用というものをしっかりと踏まえたうえで、この条例改正をいきなり持っていくのはどうかというようなことであられたかと思います。

確かに先ほど近藤健康福祉部長より話があったとおり、私も社会福祉協議会の今の現状というのは大変厳しいということは聞いております。ただ、田中議員のおっしゃるとおり、この施設を例えば閉じようとするときに、利用の皆さんはもちろんのことですけれども、地域の皆さんに一応閉めますよ、閉めたいのですがというような——、まあ当然閉めたいのですがと言うと、いや、それは続けてくれということになる。非常にこの辺りが難しいところではあるんですが、やはり今の状況というものもあります。近藤健康福祉部長が申したとおり、民間の施設でできることであれば、それは、公共、社会福祉協議会が指定管理上受けているもの、これが民間の事業者さんで請け負えるのであれば、そういった方向も見い出せるのかなと思っています。ですので、総じて、利用と需要と供給をしっかりと見据えたうえで町は行動をしていかないと、住民の皆さんの信頼を得ることができないと思っていますので、それは今後しっかりと対応していきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第20号周防大島町立保育所設置条例の一部改正についてと、議案第21号周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例の一部改正についての質疑を終了します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をいたします。45分までですね。

午後3時32分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 20. 議案第 22 号

日程第 21. 議案第 23 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 20、議案第 22 号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてと日程第 21、議案第 23 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてを一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 22 号及び議案第 23 号につきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 22 号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の改正（施行日：令和 3 年 1 月 1 日）により、特例基準割合の用語の見直し等が行われたことから、同法の規定に準拠する本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして御説明いたします。24 ページをお願いいたします。

附則第 2 項の延滞金の割合の特例の規定中、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるとともに、必要な字句の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとし、経過措置として、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

次に、議案第 23 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和 3 年 2 月 3 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）が公布され、同年 2 月 13 日から施行されることとされたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定における新型コロナウイルス感染症の定義を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明をいたします。26 ページをお願いいたします。

第 8 条の 2、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定中の療養のため労務に服することができないときに係る新型コロナウイルス感染症の定義について、現行において、（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症）とあるのを（新型コロナウイルス感染症



(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用することとするものでございます。

以上が、議案第22号及び議案第23号の補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第22号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてと議案第23号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についての質疑を終了します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

日程第24. 議案第26号

日程第25. 議案第27号

日程第26. 議案第28号

○議長(荒川 政義君) 日程第22、議案第24号周防大島町介護保険条例の一部改正についてから日程第26、議案第28号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第24号から議案第28号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第24号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者保険料率の改定に伴い、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの介護保険料の改正は、令和2年度末で町の介護給付費準備基金残高が1億8,000万円程度見込まれること、認定者数が減少傾向であること、また、介護報酬が令和3年度から0.70%引き上げられること等を総合的に勘案し、基準額を月額5,950円から5,550円に改定するもので、率にして6.70%減としております。

それでは、29ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第4条第1項は、保険料率について規定したものであります。現行の平成30年度から令和2年度までとあるものを、令和3年度から令和5年度までと改正するものであり、第1号から第9号までの各号では、それぞれの所得段階に応じた保険料の額を定めております。

第1号は、保険料区分の第1段階として生活保護、世帯全員が老齢福祉年金受給者、また世帯全員が町民税非課税で本人の年金収入等80万円以下の方について定めたもので、現行の3万5,700円を3万3,300円に改正するもので、基準額の6万6,600円に0.5を乗じたものになります。

なお、第4条第2項の規定に基づき、第1段階の保険料は、令和3年度から令和5年度までは、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行い、保険料率を0.5から0.3とすることとし、1万9,980円となります。

第2号は、第2段階として世帯全員が非課税で、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方について定めたもので、5万3,550円を4万9,950円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

なお、第4条第3項の規定に基づき、第2段階の保険料は、令和3年度から令和5年度までは保険料率を0.75から0.5とすることとし、3万3,300円となります。

第3号は、第3段階として世帯全員が非課税で、本人の年金収入が120万円を超える方について定めたもので、5万3,550円を4万9,950円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75となります。

なお、第4条第4項の規定に基づき、第3段階の保険料は、令和3年度から令和5年度までは保険料率を0.75から0.7とすることとし、4万6,620円となります。

第4号は、第4段階として町民税本人非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方の場合について定めたもので、6万4,260円を5万9,940円に改正するもので、基準額に対する割合は0.9となります。

第5号は、第5段階として本人が非課税者で、本人の年金収入等が80万円を超える方の場合

について定めたもので、7万1,400円を6万6,600円に改正するもので、基準額に対する割合は1.00で、月額5,550円となり、この額が基準額となります。

第6号は、第6段階として本人町民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方について定めたもので、8万5,680円を7万9,920円に改正するもので、基準額に対する割合は1.20であります。

第7号から第9号における第7段階から第9段階までの市町村民税本人課税層にあたる基準所得金額の境目をそれぞれ210万円、320万円とする介護保険施行規則が令和3年4月1日から施行されることになっております。

このため、第7号は第7段階として、別紙のとおり、町民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満が210万円未満となり、9万2,820円を8万6,580円に改正するもので、基準額に対する割合は1.30であります。

第8号は、町民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方を210万円以上320万円未満とし、第8段階の保険料の額の10万7,100円を9万9,900円に改正するもので、基準額に対する割合は1.50であります。

第9号は、町民税課税者で、合計所得金額が300万円以上を320万円以上とし、第9段階の保険料の額の12万1,380円を11万3,220円に改正するもので、基準額に対する割合は1.70であります。

第4条第2項の規定は、先ほど御説明をいたしましたとおり、消費税を活用した低所得者の介護保険料の軽減強化として、第1段階の保険料2万1,420円を1万9,980円に改めるものであります。

第4条第3項の規定は、第2段階の保険料3万5,700円を3万3,300円に改めるものであります。

第4条第4項の規定は、第3段階の保険料4万9,980円を4万6,620円に改めるものであります。

附則第2項は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の改正（施行日：令和3年1月1日）により、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるとともに、必要な字句の整理を行うものであります。

附則において、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項で経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第1項から第4項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

また、第3項では、改正後の周防大島町介護保険条例第4条第2項の規定は、令和3年1月

1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

なお、本条例の改正に際しましては、介護保険運営審議会及び高齢者保健福祉推進会議の承認を得ていることを申し上げまして、議案第24号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第25号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。議案第25号から議案第28号までの4議案につきましては、改正の趣旨が同様でありますので、まずその内容につきまして御説明を申し上げ、その後、それぞれの議案について補足説明をさせていただきます。

指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定地域密着型サービス等を提供することとされております。

国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しておりますが、今回の改正では、感染症対策の強化をはじめ、業務継続に向けた取組の強化や記録の保存等に係る見直しなど多くの改正が行われており、厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、また、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和3年4月1日付で施行されることとなっております。

これら4つの厚生労働省令の改正を受け、本町の条例についても、一部改正を行うものであります。

なお、この4つの省令は、官報で100ページを超える改正であります。全てを説明することは困難でありますので、各議案の補足説明は、条例改正部分のみとさせていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、議案第25号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。

まず、目次第4章では、条の追加に伴う改正を行っております。

第4条では、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の義務と、介護保険等関連情報の活用を事業の一般原則に規定するため、新たに2項を加えております。

第6条では、事業所の管理者について、要件の緩和を規定しております。

第7条では、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に対し、居宅サービス計画に位置づけた事業所の割合の利用者への説明を規定しております。

第16条中第9号では、介護支援専門員が招集するサービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用しての実施を認めることを規定しております。

また、第18号の2の次に、第18号の3として新たな号を加え、区分支給限度利用額の利用割合が高く、訪問介護サービスの割合の多い利用者の居宅サービス計画作成事業所の点検・検証の仕組みの導入を規定しております。

第21条では、第5号の次に新たな号を加え、運営虐待の防止のための措置に関する事項を規定しております。

なお、新たに1号が追加されたことにより、第6号を繰り下げることに伴う所要の改正を行っております。

第22条では、第3項の次に新たな項を加え、事業者に対し、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることの義務付けを規定しております。

第22条の次に、新たに1条を加え、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修の実施、訓練の実施の義務付けを規定しております。

第24条の次に、新たに1条を加え、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施の義務付けを規定しております。

第25条では、新たに1項を加え、運営規程等を掲示するだけでなく、閲覧可能な形で備えておくことを可能とすることを規定しております。

第30条の次に、新たに1条を加え、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることの義務付けを規定しております。

第4章では、新たに1条を加え、第33条を第34条とし、第33条として、電磁的記録等を規定しております。その内容は、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲の明確化を規定しております。

附則第2項は、経過措置が令和9年3月31日までに改めるものであります。

附則第3項は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、引き続き令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができるとしております。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。ただし、第16条第18号の3の規定の適用につきましては、令和3年10月1日から施行するとしてお

ります。

附則第2項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止に係る規定の適用については、努力義務とするとしております。

附則第3項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、業務継続計画の策定等に係る規定の適用については、努力義務とするとしております。

附則第4項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定の適用については、努力義務とするとしております。

続いて、議案第26号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

まず、目次第6章では、条の追加に伴う改正を行っております。

第4条では、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の義務と、介護保険等関連情報の活用を事業の一般原則に規定するため、新たに2項を加えております。

第20条では、第5号の次に新たな号を加え、虐待の防止のための措置に関する事項を規定しております。

なお、新たに1号が追加されたことにより、第6号を繰り下げることに伴う所要の改正を行っております。

第21条では、第3項の次に新たな項を加え、事業者に対し、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることの義務付けを規定しております。

第21条の次に、新たに1条を加え、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修の実施、訓練の実施の義務付けを規定しております。

第23条の次に、新たに1条を加え、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施の義務付けを規定しております。

第24条では、新たに1項を加え、運営規定等を掲示するだけでなく、閲覧可能な形で備えておくことを可能とすることを規定しております。

第29条の次に、新たに1条を加え、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることの義務付けを規定しております。

第33条中第9号では、介護支援専門員が招集するサービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用しての実施を認めることを規定しております。

第6章では、新たに1条を加え、第36条を第37条とし、第36条として、電磁的記録等を

規定しております。その内容は、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲の明確化を規定しております。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

附則第2項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止に係る規定の適用については、努力義務とするとしております。

附則第3項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、業務継続計画の策定等に係る規定の適用については、努力義務とするとしております。

附則第4項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定の適用については、努力義務とすることとしております。

続きまして、議案第27号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、目次第11章では、条の追加に伴う改正を行っております。

第4条では、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の義務と、介護保険等関連情報の活用を、事業の一般原則に規定するため、新たに2項を加えております。

第22条では、共用型指定認知症対応型通所介護事業を行う場所における事業所または施設を本体事業所と規定しております。

第23条では、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上、支障がない場合は、本体事業所の職務への従事を可能とすることを規定しております。

第24条第3項の次に、第4項として新たな項を加え、非常災害対策の際の訓練の実施において、地域住民との連携を規定したものであります。

なお、新たに4項が追加されたことにより、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げることに伴う所要の改正を行っております。

第38条では、指定認知症対応型共同生活介護事業所が有するユニット数についての変更を規定しております。

第7章では、新たに1条を加え、第67条を第68条とし、第67条として、電磁的記録等を規定しております。

その内容は、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲の明確化を規定しております。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第28号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

まず、目次第5章では、条の追加に伴う改正を行っております。

第4条では、虐待の防止等のため必要な体制の整備等の義務と、介護保険等関連情報の活用を、事業の一般原則に規定するため、新たに2項を加えております。

第9条では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業を行う場所における事業所または施設を本体事業所と規定しております。

第10条では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上、支障がない場合は、本体事業所の職務への従事を可能とすることを規定しております。

第11条第3項の次に、第4項として新たな項を加え、非常災害対策の際の訓練の実施において、地域住民との連携を規定したものであります。

なお、新たに4項が追加されたことにより、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げることに伴う所要の改正を行っております。

第28条では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有するユニット数についての変更を規定しております。

第5章では、新たに1条を加え、第31条を第32条とし、第31条として、電磁的記録等を規定しております。

その内容は、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲の明確化を規定しております。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上が、議案第24号から議案第28号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第24号周防大島町介護保険条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号周防大島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第24号から議案第28号までの質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第27. 議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第29号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第29号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

議案つづりの62ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、周防大島町病院事業局の再編計画を実行するため、所要の改正をするものでございます。

周防大島町病院事業等の設置等に関する条例、別表の周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑の名称を周防大島町立介護老人保健施設やすらぎ苑から周防大島町立介護医療院やすらぎ苑に改め、居宅介護支援事業所やすらぎの項を削るものです。

なお、附則につきまして、本条例の施行日を令和3年4月1日からとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第29号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第28. 議案第30号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第30号広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第30号広島市と山口県大島郡周防大島町との連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約を変更することに関し協議することについて、補足説明をいたしま  
す。

平成28年4月1日に施行した広島市との連携協約につきましては、圏域の経済の活性化を目  
指し、種々取組を進めているところでございますが、連携協約の別表中に定める取組・内容及び  
広島市と本町の役割について、圏域におけるにぎわいの創出に向け、海の玄関口である港でのイ  
ベントの開催などに協力して取り組むことを追加しようとするものでございます。

これは、連携協約の具体的な施策を示す広島広域都市圏発展ビジョンの見直しにより、圏域内  
のみなとオアシスを有する市町で取り組んでいる、みなとオアシスにぎわいづくり事業に、平成  
29年11月に国土交通省からみなとオアシス安下庄が登録された本町も参画し、関係市町との  
連携により、みなとオアシスのにぎわいづくりの取組を進めようとするものでございます。

このたびの議案は、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、広島市と本町との連携  
中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し協議することについて、同条第3項の規定により、  
議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第30号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第29. 議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを  
議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、補足説明をいたします。

本議案は、山口県市町総合事務組合の構成団体であります宇部・阿知須公共下水道組合が、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、令和3年3月31日限りで同事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させること並びに、同事務組合規約を変更するにあたっては、各加盟団体との協議が必要とされていることから、上程したものでございます。

それでは、規約変更の詳細について御説明をいたします。

別表第1の改正は、同事務組合を組織する地方公共団体の表から、宇部・阿知須公共下水道組合を削るものです。

別表第2の改正は、同事務組合において共同処理する事務と地方公共団体の表のうち、同表6の項非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務、同表8の項公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務を共同処理する団体から、宇部・阿知須公共下水道組合を削るものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第31号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第30. 議案第32号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第32号財産の無償譲渡についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第32号財産の無償譲渡について補足説明をいたします。

議案第20号で御説明をいたしましたが、令和3年3月31日をもって町立日良居保育所を廃止し、現在の指定管理者である特定非営利活動法人しらとり会において、令和3年4月1日より私立保育園として開園いたします。

本町が無償貸与している日良居保育所の用に供している建物についても、民間移管後の安定的な運営が継続可能となるように、今までと同様の取扱いが求められるところであります。

つきましては、令和3年4月1日をもって、特定非営利活動法人しらとり会への財産を無償で譲渡する必要があると判断したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議

会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第32号、質疑はございませんか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 無償で財産の処分を譲渡するわけですが、この資産価値というのは今、評価はどのくらいあるんですか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 大変申し訳ないんですが、その資産価値というのはまだ手持ちに資料がございませんので、議会中にお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、お許しいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） 評価がしていないのであれば当然、評価をして固定資産税も今後は徴収するようになるかと思っておりますので、そういうのを含めて報告をお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第31. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第33号周防大島町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第33号周防大島町総合計画基本構想の策定について、補足説明をいたします。

本議案は、周防大島町総合計画基本構想を別冊のとおり策定することについて、周防大島町総合計画策定条例（平成27年周防大島町条例第13号）第4条の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

周防大島町総合計画につきましては、合併後の平成18年度から令和2年度までを計画期間といたしまして総合計画を策定し、元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島を目指す将来像として、誰もが安心して暮らせる未来の実現へ向け、住民と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりましたが、本年度が計画最終年度となることから、新たな今後10年間を見据えた次期総合計画を策定するものでございます。

総合計画基本構想においては、令和3年度から令和12年度を計画期間として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものでございます。

総合計画の策定にあたりましては、新たな総合計画に反映するために住民アンケート調査やまちづくりワークショップの開催、基本構想・前期基本計画（素案）に対する意見募集などを経まして作成した原案をもとに、周防大島町総合計画策定審議会において幅広い観点から慎重な御審議を賜り、去る2月9日に適正であるとの答申を受け、今期定例会に上程するものでございます。

基本構想では、本町が目指す将来像として、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち周防大島を掲げ、新たなまちづくりに取り組むこととしております。

それでは、基本構想の2ページをお開き願いたいと思います。

2ページから5ページの第1章は、総合計画の概要でございます。

第1章は、4つの項目立てとなっております、計画策定の趣旨、計画の役割、計画の構成と期間、推進体制と進行管理をそれぞれ記載しております。

まず、計画策定の趣旨でございますが、令和2年度までを計画期間とする現計画のまちづくりを受けまして、少子高齢化、グローバル化、情報化の進展等時代の変化を捉えながら、これからの10年間の新たなまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるということに記載しております。

次に、3ページの計画の役割ですが、この計画は、本町のまちづくりの最上位の計画として、今後のまちづくりの方向性を示す基本となるものであることが明記されております。

続いて、4ページの計画の構成と期間でございますが、基本構想は、構想の目標年度を令和12年度といたしており、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とするもので、基本計画は、前期5年間と後期5年間に分け、前期基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としております。

続いて、5ページの推進体制と進行管理でございますが、これは計画の推進には欠かせない、Plan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルの流れを計画実現のため、PDCAサイクルの手法により、計画→実行→評価→改善の4つの視点のプロセスを意識しながら検証及び推進につなげていくものでございます。

次に、第2章、本町の概況につきましては、6ページから12ページにおきまして、6つの項目立てとなっております、位置・地勢・町の沿革、人口・世帯、就業人口、交流人口、財政状況の視点から整理をしております。

次に、第3章、本町を取り巻く諸情勢と課題につきましては、13ページから19ページにおきまして、3つの項目立てとなっております、まず、時代の潮流でございますが、（1）人口

減少、少子・超高齢社会、東京への一極集中（２）安全・安心に対する意識の高まり（３）環境に対する意識の変化（４）高度情報ネットワーク化とグローバル化（５）コミュニティの変容（６）自治体のSDGsへの取組までの６つの視点から整理しております。

続いて、１５ページから１６ページの住民の声でございますが、令和２年の２月１７日から３月２日にかけて行いました住民アンケート調査の結果を踏まえまして、住民の皆様のまちづくりに対する意識、要望等の主要結果について記載しております。

次に、１７ページから１９ページがまちづくりの主要課題で、（１）少子・超高齢社会を見据えたまちづくりから（２）活力ある産業の振興（３）社会活動を支える生活基盤の整備（４）地域づくりを担う人材の育成（５）住民主体の自立した地域の形成（６）魅力ある地域資源を活用した交流の促進（７）保健、医療、介護、福祉サービスの充実（８）災害や感染症の拡大への備え（９）自主自立した健全な行財政運営の推進までを今後のまちづくりにおける主要課題として、９つの項目に整理しております。

次に、２０ページから２７ページまでは、第２部の基本構想でございます。

ここでは、第１部で整理をいたしました現状課題等を踏まえまして、第１章まちづくりの基本方針は４つの項目立てとなっております。基本理念、目指す将来像、基本目標、目標人口、土地利用方針を記載しております。

まず、２１ページの基本理念でございますが、新町政への政策目標であるたのしい島・すみたい島・いきたい島の実現を目指すために、すべての分野にわたって基本とする理念を豊かに暮らす、個性を活かす、そして人が活躍するの３つの基本理念とすることを記載しております。

２２ページの目指す将来像につきましては、まちづくりの主要課題や基本理念を踏まえて、本町の目指す将来像を人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島といたしております。

次に、２３ページの基本目標でございますが、さきに御説明いたしました将来像の実現に向けまして、今後１０年間で達成する政策目標として、自然と共生した快適で活力あるまちづくり、人が元気で活躍するまちづくり、安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりとする３つの基本目標を掲げております。

次に、２４ページから２５ページは、新しいまちづくりの主要指標として、目標年度である令和１２年の目標人口といたしましては、周防大島町人口ビジョンとの整合性を図り、１万１,９１８人としております。また、目標交流人口については、１１０万人以上とすることを目標に掲げております。

次に、２６ページ、２７ページの土地利用方針でございますが、本町の土地利用に際しての共通視点として、（１）地形・水系を踏まえた有効かつ適正な土地利用（２）地域の活力を支える

土地利用について記載しております。

続きまして、28ページから、第2章施策の大綱でございますが、ここでは、第1章で掲げた将来像の実現を図るための具体的なまちづくりの目標と、そのための施策の大綱を分野ごとの項目に整理をいたしております。

29ページから33ページに施策の大綱を掲げております。

まず、第1点目の基本目標自然と共生した快適で活力あるまちづくりでございますが、施策の体系といたしまして、(1)産業の振興に、農林業の振興、水産業の振興、商工業の振興、観光の振興、働く場の確保と人材育成の5項目を掲げております。

次に、(2)生活環境の整備に、循環型社会の創造、自然環境の保全、住宅環境の整備、上下水道の整備、生活衛生環境の整備の5項目を掲げております。

(3)都市基盤の整備に、道路交通網の整備、公共交通対策の整備、情報化の推進の3項目について掲げております。

(4)定住の促進は、定住環境の整備を掲げております。

続いて、34ページから37ページに、第2点目の基本目標人が元気で活躍するまちづくりでございますが、施策の体系といたしまして、(1)学校教育に、義務教育の充実、高等学校教育の充実、高等教育の充実の3項目を掲げております。

次に、(2)生涯学習に、社会教育の推進、青少年の健全育成、生涯学習のまちづくりの3項目について掲げております。

(3)人権・男女共同参画は、人権が尊重された社会の実現を掲げております。

(4)文化・スポーツに、地域文化の創造、スポーツの振興の2項目を掲げております。

(5)交流には、国際交流の推進、地域間交流の推進の2項目について掲げております。

38ページから41ページに、第3点目の基本目標安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりでございますが、施策の体系といたしまして、(1)保健・医療に、地域保健の推進、地域医療の充実の2項目を掲げております。

次に、(2)福祉は、地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、児童・母子(父子)福祉の充実、社会保障の充実の5項目について掲げております。

(3)防災・消防・救急に、防災対策の充実、消防防災の強化の2項目を掲げております。

(4)交通安全・防犯には、交通安全の推進、防犯対策の推進の2項目を掲げております。

続きまして、42ページから44ページに計画の推進を記載しております。

持続可能な行財政の推進でございますが、施策の体系といたしまして、(1)公・民協働の推進体制に、情報共有化の促進、交流の推進の2項目を掲げております。

次に、(2)財源確保と効率的な行政運営は、行財政改革の推進、職員の行政推進能力の向上、

地方分権への積極的な取組、公共施設等総合管理計画の推進の4項目について掲げております。

(3) 評価と改善の取組には、事業評価と改善の取組、能動行政の展開、PDCAマネジメントサイクルによる行政評価の3項目の推進を掲げております。

また、別冊で参考資料といたしまして、前期基本計画を添付いたしておりますが、この前期基本計画につきましては、基本構想の4ページに記載しておりますとおり、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、根幹的事業を明示するものとして、基本構想の計画期間10年のうち、前期5年における施策の方向や具体的な施策を総合的・体系的に示すものでございます。

以上が、周防大島町総合計画基本構想についての補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑を受けますが、お諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、あらかじめ時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することが決定されました。

それでは、引き続き会議を開きます。

議案第33号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員(3番 白鳥 法子君) こちらの構想については12月の議会の際に全員協議会でまず、私たちにも素案を示していただいております。その後、意見募集、いわゆるパブリックコメントが募集されて、それで出された意見に対する町の考え方を整理した後、必要に応じて素案を修正などしたものを審議会で議論されたものと理解しております。

審議会の議事録につきましては、昨日、ホームページに掲載されたということを知って、実はまだ途中までしか拝見はしていないんですけれども、とても活発な議論が審議会の中でなされていたのだなというふうに感じております。

一方、パブリックコメントの結果については、まだ公表されていないと思うのですが、少なくともこれは採決までには公表いただいて、我々もそれを見た上で採決に臨めたらと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長(荒川 政義君) 岡本政策企画課長。

○政策企画課長(岡本 義雄君) ただいまの白鳥議員さんの御質問でございますが、あらかじめパブリックコメントを公表してはどうかという御意見でございました。

パブリックコメントにつきましては、募集をいたしまして、審議会の中で評価をさせていただいているところでございます。公表につきましては、計画の公表とあわせて公表するとなっております。



りますので、最終的には公表はパブリックコメントと計画の双方を同時にという形になると承知しております。

パブリックコメントにつきましては、26の項目について御意見がありましたが、一般の方からの御意見でございますので中には要望等も頂いておりますので、必ずしも計画に一致しているものだけとは限らないというのをちょっと申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） そのように何かの規定で決まっているのでは、しょうがないかなというふうに思います。

また、議事録についてもちょっと検索してなかなか見にくいところに載っていましたが、ぜひこの議事録だけでもホームページの新着情報のところに掲載していただいて広く、例えばパブリックコメントを出された方々にも、どのような感じで議論されたのかというのが見えるような形にぜひ御対応いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 要望ですか。答えは要りますか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 議事録をホームページの新着情報に掲載、すぐにできるかどうかだけ御回答いただけたらいいかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今の白鳥議員さんの件につきましては、トップページですぐに分かるようにやり直したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 総合計画の振興と申しますか、こういった立派な総合計画を作っておられる中で、先ほど町長のほうから令和3年度の施政方針ということで、大変私も一生懸命やっついこうということで感じ取っております。

そういった中で、この総合計画の中身を私も全部読んでみましたが、私も新人議員ですので勉強しないといけないということで、またさらに過去のいろんなものを読んでみました。ほとんどが同じ内容の繰り返しになるのではないかなと私は感じております。

一生懸命やるということですから一生懸命やっついけないといけんわけなんですけれど、最終的にはこれはマネジメント、大きな組織を動かしていく中でビジョンとか方針とか指針というのは必ず要ると思うんですけれど、その内容についてはさっきの最後のページにもありましたようにマネジメントのことが書いてありましたけれど、分析・成果・検証というんですか、そこら辺りもしっかりやっついってほしいなと思っておりますが、私のちょっと感じた中で、いろいろこうなったらいいねというようなぐらいの感じにしか私は受け止めておりません。

先ほど町長がやりますということで私もしっかり応援していきたいと思いますが、やはりその力強いエネルギーというものが実際に本当にやるなら要るんだろうと思います。そういったことで最後に何とかこう成果のところ目指しますという表現があるんですけど、私はそこはちょっとどうかなと思っております。やはりやります、実行しますというような表現があってもいいのかなあと。そうしないと同じ繰り返しをこの10年分、特に病院関係などをいろいろ読ませてもらいましたが、同じことをずうっと繰り返しております。

そういうことでしっかり要望もありますけれど、そこら辺りはどのように考えているのか、ちょっと分かる範囲でいいんですが、お答え願えたらと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員より御質問いただきましてありがとうございます。

総合計画に関しましては、この総合計画というのは私が町長になるずうっと前から審議会の皆さんで計画をされ、様々な議論をされて出来上がった賜物だと私は思っております。

それで、内容につきましては、やはり広い目線で組まれているなというふうに私も思っています。まさに、周防大島のこの地域の実情に全て照らし合わせてというのが、これはなかなか周防大島も広いので皆さんのいろんな意見があるところ、それを集約するのはなかなか難しいと思うので、私はいつも総合計画を見て感じるのは、これを1つの目指す形というような形で捉えて、そしてさらにそれを目指すものというようなことでありますけれども、それで我々がそれにアプローチをしていく、そしてPDCAと言いますけれども、最後にやはり大事なことは検証することということだと思えます。

これについて、どういうふうに挑戦をして、それがどういう効果を生んでどうだったのかということ——これは失敗があっても私はよいと思っているので、これについては失敗だったね、難しいかったねということ、これは答えを出していくということがこれから大事なんだろうなと思っておりますので、この総合計画についてはこの形で私は進めていくべきだろうと思っておりますし、これについてここを細かく修正していくというよりは、それを1つのたたき台にして、それを我々が挑戦をしていくということが大事なのかなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

表現を変えてくださいということではないんですけど、何か聞くところによると若い職員の方のやる気でいろいろ町政を変えていきたいということも聞いております。

そういった中で、やはりしっかり検証するという事は、先ほどPDCAを言われましたけれども、PDCAは何回やってもいいわけですので、やっぱり同じ方向に向かわせるような町政のほうを整えていただけることをお願いしまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

ました。

○議長（荒川 政義君） ほかにはございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほど。パブリックコメントで反映されたところがあるのかどうか。あれば例えば、どういうところが変わったというのを簡単に結構ですので、御答弁ください。

それと町民の方、これは総合計画ですから町民全体で共有しなきゃいけないと思いますけれど、町民の方への周知というのはどういう方法でされるのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

パブリックコメントで26項目ございまして、そのうち2項目ほど採用をするというふうにお答えを事前にさせていただきました。

まず1点は、第何期の計画なのかというのを明示したほうがいいのではないかという質問でございましたので、このたびは第2次ということを表記することを考えております。

もう1点は、計画の推進をしていくチェックができるような目標管理を導入してはどうかというふうな御意見でございましたので、御指摘の内容につきましては、事業単位のロードマップというふうに我々は考えておりますので、総合計画において実施計画の中で検討をいたしますというふうに回答を考えております。

以上、2点でございます。

それから、町民の方々への周知はどのようにということでございますが、役場の総合支所・出張所、図書館、各庁舎や社会教育施設等の閲覧コーナーと、町のホームページのほうで随時閲覧ができるように整えていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 採用はされていないんでしょうけれど、パブリックコメントの中にもあったと思うんですが、前期の総合計画をどう総括しているのか、どう評価しているのかというところをまずは明らかにしなきゃいけないんじゃないかという御意見があったように聞いております。

さっき町長は検証が大事だと言われた、そのとおりなんですけれど、まずはどう前期計画を総括され、どう評価し、元気にこにこの将来像がどれだけ達成されたのか、その辺を明らかにする必要があるんじゃないかなと思います。今回、将来像がもう全く変わっています。この将来像が変わったというのは、その前期の将来像がある程度達成できたから今回、次のステップとして変えたのか、それとも政治的な判断で将来像を変えたのか、その辺はどうなのかということ。

それから周知、その支所で閲覧できますよというのはいいいんですけれど、やっぱりその支所に

あるということ自体も町民の方に知らせなきゃいけないし、私は広報なり、その概要版なりで全戸配布するなり——それは予算が伴うことなので何ともあれなんです、少なくとも広報にはある程度、概要を掲載すべきじゃないかと思いますが、その辺の予定はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんからの御質問で、広報等で周知をしたらどうかということでございます。

広報で概要をお示しするようには考えておりますが、どの程度ページが準備できるか、そういったことも踏まえて広報で皆様に御周知できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御指摘を頂きました御質問でありますけれども、この第1次の総合計画、これにつきましても私はその第1次の計画を引き継いだものと思いますので、それは検証の場を持ってしっかりと見ていきたいと思っております。

それで、この第2次の計画、これが大事な大きな目標になるというようなことと、あとこれは最高位の計画でありますので、この計画をやはり私の指標として大切にしながら進めてまいりたいと思っておりますので、そしてまた検証をしっかりと進めていくということで努めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） すみません、短く1つだけ。パブリックコメントに関してはもろもろ出ていて重複しているのもあるんですけども、先ほど26項目が出たということで最終的に2項目ほどが若干の改正を加えているというような中で、この26個あったものでパブリックコメントの募集期間が1月の26日までだったと。そして、この審議会自体はその後、2月4日に開催されておる。どういった——その審議会の中で26項目のパブリックコメントを全部見て、そこで決めていくのか。その決めるというか、改正の仕方というのを教えていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 新田議員の御質問にお答えいたします。

パブリックコメントの内容について、どのように修正を加える手順なのかということですが、頂きました御意見につきましては、事務局のほうで内容と修正案を整理いたしまして、その内容を審議会のほうで諮ったところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

先ほどもちょっとありましたけれども、要望などがあったということですのでけれども、その26項目のうち何個がその審議会まで下りてきたのか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 審議会のほうには26項目、全ての修正案をお示しをさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

先ほども白鳥議員からもありましたけれども、このパブリックコメント、せっかくすばらしい案というか、いろんな意見も出ているはずなので、このパブリックコメント、そもそもこの公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに広く公、これがパブリックですよ。意見、情報、改善策などを求める手続、そしてその結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものであると。

様々この26項目の意見があったので、できるだけ早くホームページにも載せていただきたいですし、私もこのパブリックコメントがいつ出るのかなあと、ずうっと思いながらホームページを見ていたんですけども、なかなか出てこないという現状もあって——同僚議員からもありましたけれども、非常にそこにたどり着きにくい。なので、ホームページの改善も、これは要望になりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。20分までです。

午後5時07分休憩

.....  
午後5時19分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議案第32号財産の無償譲渡について、小田議員からの資産価値に関する質疑に対し、担当部長のほうから答弁をさせていただきたいとの申出がありましたので、発言を許します。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 先ほど小田議員さんから、日良居保育所の財産の残存価格、それから固定資産税等々についての御質問を頂きましたので、資料がございましたので回答させていただきたいと思います。

日良居保育所の残存価格1,230万4,784円ということになっております。この施設、保育所に関しては補助金が投下をされておまして、補助金の残額が1,022万4,257円、うち国費が735万4,553円、県費が286万9,704円ということになっておまして、無償譲渡であれば、この補助金の返還は必要がないと。有償で譲渡ということであれば、補助金の返還が必要だということになっております。

なお、日良居保育所は保育所でございますので、非課税扱いということになっております。  
以上でございます。

---

日程第32. 議案第34号

日程第33. 議案第35号

日程第34. 議案第36号

日程第35. 議案第37号

日程第36. 議案第38号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第32、議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから日程第36、議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第34号から第38号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

この5議案につきましては、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める屋代山泉センター、神領コミュニティセンター、小松コミュニティセンター、油宇集会施設、小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてであります。この施設は現在、施設が位置するコミュニティ組織の屋代山泉地区コミュニティ会を指定管理者に指定しております。

次に、議案第35号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設もコミュニティ組織、神領共和会の区域に位置しておまして、現在、指定管理者に指定し、コミュニティ活動の拠点となっているところでございます。

続いて、議案第36号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。この施設は現在、小松コミュニティセンター運営委員会を指定管理者に指定しておまして、この運営委員会は施設建設にあわせて、施設の運営管理を目的に設立された組織であり、コミュニ

ティ活動の一助を成しております。

なお、期間は、3施設とも、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

続いて、議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設は、自治会組織、油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。

続いて、議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。この施設も自治会組織、小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。

なお、期間は、2施設とも、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。

したがって、これらの5施設につきましては、今後においても、これを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により引き続き、屋代山泉地区コミュニティ会、神領共和会、小松コミュニティセンター運営委員会、油宇自治会、小泊自治会を指定管理者に選定しようとするものでございます。

以上が、議案第34号から議案第38号までの補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第35号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第37号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第34号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから議案第38号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第37. 議案第39号

日程第38. 議案第40号

日程第39. 議案第41号

日程第40. 議案第42号

日程第41. 議案第43号

日程第42. 議案第44号

○議長（荒川 政義君） 日程第37、議案第39号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから日程第42、議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第39号から議案第44号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第39号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから議案第42号までの周防大島町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第21号において御説明をいたしましたように、令和3年3月31日をもって、デイサービスセンター文珠苑、高塔苑及び油田苑の3施設を廃止することから、指定管理施設は4施設となります。

当該施設は平成18年9月から、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしております。

また、当該施設は介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び旧4町の社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには介護保険制度の開始に伴い、通所介護事業所となった経緯もあります。

このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、引き続いて社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人大島白壽會及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようと



するものでございます。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間に合わせ3年とするものであります。なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料は0円となります。

次に、議案第43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「和田苑」、「しらとり苑」につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安がある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置し、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続して本施設において総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

以上が、議案第39号から議案第44号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。議案第39号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第40号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第41号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第42号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第39号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第43．議案第45号

日程第44．議案第46号

日程第45．議案第47号

○議長（荒川 政義君） 日程第43、議案第45号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてから日程第45、議案第47号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第45号から議案第47号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町立農事集会所条例に規定する安高地区農事集会所、正分地区農事集会所及び鹿家地区農事集会所につきましては、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、各地区自治会と協定書を締結し、指定管理施設として管理運営をお願いしているところでございます。

この3議案につきましては、周防大島町立農事集会所条例第6条の規定に基づき、施設の所在する行政区（自治会）を引き続き、指定管理者に指定しようとするものでございます。

また、3施設は設置当初より地元自治会（区）により管理運営が行われ、管理費や運営費に関しましても全て地元自治会（区）により賄われており、今後においてもこれを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えられますので、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、非公募により地元自治会（区）を指定管理者に選定しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。議案第45号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第46号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第47号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第45号安高地区農事集会所の指定管理者の指定についてから議案第47号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第46．議案第48号

○議長（荒川 政義君） 日程第46、議案第48号令和2年度若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第48号令和2年度若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は去る1月29日、7社による指名競争入札の結果、周防大島町大字平野271番地15の大海建設工業株式会社が8,180万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税及び地方消費税818万円の額を加えた8,998万円で工事請負契約を締結しようとするもので

ございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、大字小松開作138番地91及び138番地92に木造平屋建ての住宅を建築し、子育てをする若者世帯に貸し出し、若者世帯の町外への転出の抑制や町外からの転入の促進を図り、学童・児童数の増加など、過疎地域の活性化を図ることを目的とするものでございます。

建物の床面積は、Aタイプ・Bタイプとも97.71平方メートルで、それぞれ2棟、計4棟を建築し、屋外付帯工事として進入路の舗装等の整備も行います。

なお、参考までに、工事の完成期日は、令和3年3月31日を予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第48号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ。3期分まで含めて全部で12戸あると思いますが、その全体事業費を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） ただいまの御質問ですけれども、3期分全体を含めた工事についてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

今このたびは2期工事だけれど、3期、次年度以降の工事を含めての総額が5億5,600万円程度と見ております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 約5億5,000万円という大きな事業になるんですが、この費用対効果はどれぐらいと見込んでおられるか。要するに、1を超えるか、5億5,000万円以上の効果があるかどうか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後5時41分休憩

午後5時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですけれども、費用対効果につきましては正確な数字というものはございませんけれども、この趣旨が町外の方を入れ込むということと、それ

と若い人が町外へ出るというのを阻止すると、防止するという効果を狙っております。さらに、そういったことによって周防大島に住んでいただくということで税収面、それから交付税等も入ってきますし、費用対効果につきましては有利な過疎債等を使っておりますので、そういうことで御理解いただければと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。議案第48号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第48号令和2年度若者定住促進住宅明新住宅（第2期）建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、明日3月5日、金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後5時45分散会

---